

総 務 企 画 委 員 会 記 録
＜ 第 3 号 ＞

平成20年第3回沖縄県議会（9月定例会）

平成20年10月6日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

総務企画委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成20年10月6日 月曜日
開 会 午前10時1分
散 会 午後3時37分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 甲第1号議案 平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）
- 2 乙第1号議案 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 3 乙第2号議案 沖縄県税条例の一部を改正する条例
- 4 乙第8号議案 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第9号議案 沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例
- 6 乙第14号議案 交通事故に関する和解等について
- 7 乙第18号議案 専決処分の承認について
- 8 陳情第44号から第49号まで、第52号、第54号、第58号、第60号、第65号、第76号、第83号、第85号から第87号まで、第91号、第96号、第101号、第108号、第127号、第144号、第150号及び第151号
- 9 閉会中継続審査・調査について

出 席 委 員

委 員 長 當 間 盛 夫 君
副 委 員 長 山 内 末 子 君

委	員	島	袋	大	君
委	員	吉	元	義	彦
委	員	照	屋	守	之
委	員	浦	崎	唯	昭
委	員	崎	山	嗣	幸
委	員	新	里	米	吉
委	員	前	田	政	明
委	員	金	城		勉
委	員	糸	洲	朝	則
委	員	新	垣	清	涼
委	員	玉	城	義	和

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事公室長	上原	昭	君
基地対策課長	又吉	進	君
企画部長	上原良	幸	君
企画調整統括監	上里	至	君
地域・離島統括監	川上好	久	君
企画調整課長	黒島師	範	君
交通政策課長	津覇	隆	君
地域・離島課長	館圭	輔	君
警察本部警務部長	児嶋洋	平	君
警察本部交通部長	古波蔵	正	君
運転免許課長	梶原芳	也	君

○**當間盛夫委員長** ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。

甲第1号議案、乙第1号議案、乙第2号議案、乙第8号議案、乙第9号議案、乙第14号議案及び乙第18号議案の7件、陳情第44号外23件、本委員会所管事務調査事項総合開発及び地域振興についてに係る過疎地域の自立促進について及び閉会中継続審査・調査についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として、知事公室長、企画部長、警察本部警務部長及び警察本部交通部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第8号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、警務部長の説明を求めます。

児嶋洋平警務部長。

○**児嶋洋平警務部長** まず初めに議案書18ページ、乙第8号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

警察法第47条第4項の規定により、沖縄県警察本部の内部組織は、政令で定める基準に従い条例で定めることとされております。

このたび基準となる警察法施行令の一部が改正され、警務部に関する所掌事務に、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第3条第1項に規定する給付金に関することが定められたことに伴い、沖縄県警察本部の警務部の所掌事務にも当該事務を定める必要があることから、沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正するものであります。

なお、施行期日につきましては、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の施行の日である平成20年12月18日を予定しております。

以上で、乙第8号議案の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 警務部長の説明は終わりました。

これより、乙第8号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 これは説明によりますと、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律の改定ということですか。もう少し具体的に、説明の中身がありましたら御説明をお願いします。

○児嶋洋平警務部長 このオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律でございますが、これは地下鉄サリン事件等の無差別大量殺傷行為の被害者またはその遺族に対しまして、悪質で重大なテロリズムであり、テロリストと戦う姿勢が我が国の姿勢を明らかにしていることとして、これら8事件の犯罪被害者またはその遺族に対しまして、給付金を支給するものでございます。給付額はおおむね死亡された方に対しましては2000万円、また障害につきましても、その障害の程度によりますが最高額は3000万円、また傷病、実際に障害が残らなかった病気または傷害を得た方ですが、これにつきましても最高額100万円、これらの金額を給付するものでございます。

○前田政明委員 そのための条例なんですね。

○児嶋洋平警務部長 はい。先ほどの説明につけ加えますが、そのための給付金の事務は国が行うこととなります。ただその申請の受付から裁定を都道府県公安委員会が行うことになっておりますので、都道府県警察の事務に加えるものでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 対象者と言いますか、対象となる方々はどのくらいいらっしゃるのですか。

○児嶋洋平警務部長 正確な数字は申請を受け付けてからということになりますが、現時点では6000人弱だと思われまます。地下鉄サリン事件の被害者が5800人強、それに加えてその他7事件の被害者を加えまして、6000人弱だと見込んでいます。

○照屋守之委員 この6000人近くの対象者ということですがけれども、県内にいらっしゃるという可能性もあるのですか。

○**児嶋洋平警務部長** 現時点では把握しておりませんが、県外で被害に遭われた方で、その後県内に居住されている方がいらっしゃればその可能性はあるとなっております。ただ現時点ではそのような方がいらっしゃることは把握しておりません。

○**照屋守之委員** これは例えば、その当時の事件が発生した後にその地域からいろんなところに移り住んでいらっしゃる方々が、例えば沖縄県を含めてですけども、こういうようなものができる、自分で私はこのような状況ですと言ってそれぞれの都道府県公安委員会に届けるというような申し出がないとできないわけですか。そういう仕組みなんですか。

○**児嶋洋平警務部長** はい、そのとおりでございます。申請主義をとっておりまして、その申請をされた方の受付を踏まえてから、それに対して裁定を行うことになっております。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、乙第8号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第9号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について審査を行います。

ただいまの議案について、交通部長の説明を求めます。

古波蔵正交通部長。

○**古波蔵正交通部長** 議案書19ページ、乙第9号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

平成13年の道路交通法の一部改正により自動車運転免許証に記載し、または表示することとされている事項について、「その一部を電磁的方法により記録することができる」旨の法律の整備がなされました。

いわゆるICカード免許証に関する規定の整備であります。

また、平成16年の道路交通法施行令の一部改正では、ICカード免許証の交付等に係る手数料の標準額が定められました。

今回、沖縄県公安委員会におきましても、ICカード免許証を平成21年1月

から導入することに伴い、免許証の交付等に係る手数料の額を政令の標準額に基づき改めるものであります。

改める手数料につきましては、①免許証交付手数料を現在の1650円から2100円へ、②免許証再交付手数料を現在の3200円から3650円へ、③免許証更新手数料を現在の2100円から2550円へ、それぞれ改めるものであります。

施行期日は、平成21年1月4日を予定しております。

以上で、乙第9号議案の説明を終わります。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○**當間盛夫委員長** 交通部長の説明は終わりました。

次に、乙第9号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

糸洲朝則委員。

○**糸洲朝則委員** 今回の条例改正が今議会でできるとして、平成21年度の1月から順次新しいICカード免許証にかわるわけですが、その前に今議会で改正をやって、その1月までの手順はどうなっているのか。準備期間等がいろいろあるかと思いますが、それを御説明願います。

○**古波蔵正交通部長** これにつきましては、いろんな周辺機器の準備をしないといけません。現在、周辺機器を整備するために7月から関係業者と契約を交わして準備を進めているところであります。

○**糸洲朝則委員** 周辺機器類の設備を準備しているということは、当初予算で設備用の予算はついているということだと思うんですが、その辺についてももう少し詳しく申し上げます。

○**古波蔵正交通部長** ICカード免許証導入に関する予算額といたしましては、平成20年度の当初予算で7660万8000円、平成21年度から平成25年度分を関連機器の使用料及び賃借料予算として8億9132万4000円が債務負担行為限度額として予算化されております。

○**糸洲朝則委員** それから、平成21年1月からこの新しいICカードにかわる

わけですが、これが現在の免許証保持者が全部 I C カードにかわるのは大体いつごろになると想定していますか。

○古波蔵正交通部長 5年後の平成26年2月を予定しております。

○糸洲朝則委員 こういった新しいシステムの免許証を導入してやるというのは時代の要請だと思んですが、メリット・デメリットもいろいろ聞いておりますが、とりわけ今この社会問題となっている酒気帯び運転取り締まりあるいはそういったものにかかわる将来的にこういう I C カードを使って免許証あるいは酒気帯び運転との関係でうまくこの辺が作動できるような方法も考えられますか。

○古波蔵正交通部長 I C チップの中に運転免許証の記載事項を記録いたしまして、電磁記録をしてやるわけですが、それによって将来的には周辺機器を整備することによって、交通切符の作成とかそういったものが全国的に統一できる、あるいは時間を短縮するというメリットなどがございます。

○糸洲朝則委員 例えば、酒気帯び運転とか違反とかそういった場合も免許証に書かれますよね。これは I C カードになるといわゆる個人情報の保護があるので、そういうところは伏せるとか、あるいは表に出るとか、多分この辺がこの I C カードのみぞだと思んです。だから、この I C カードを使うことによって、この人の交通違反とか、例えば酒気帯び運転とかがどういう形でこの中に挿入されるのかというところまではまだないかな。しかし、ありますよね。

○古波蔵正交通部長 当然違反歴につきましてもその I C チップに記録されていきますので、記録はだんだんとその中に蓄積されていくということになります。

○糸洲朝則委員 その違反とかの記録はチップの中に挿入されますが、これは見た目ではわからないけど、機械で照合すればわかるというシステムなのか、多分そうしかできないと思んですが、その辺はどうなりますか。

○古波蔵正交通部長 I C カード運転免許証読み取り装置というのがございます。これはまた個別に整備していただくことにはなりますが、それを装備することによって、I C チップの中に記録されているデータがわかるということにな

ります。

○糸洲朝則委員 この道路交通法の関係する手数料条例ですが、今酒気帯び運転違反関係で質疑をしたわけですが、本会議でも何度も取り上げられています。飲酒運転根絶に向けての条例制定、これはこの間公明党の上原議員の答弁に対してどうやら県警察と当局との意見が一致していないというのが、我々は新聞報道やあるいはこの間の答弁を見ても感じるわけですが、これは実際はどうなんですか。皆さん方の考え方と文化環境部との考え方の相違というのがあるようですが、御説明いただければありがたいです。

○古波蔵正交通部長 県警察としましては、県民総ぐるみで将来に向かって飲酒運転根絶運動を取り組む必要があると思いますので、条例の制定はそのためにぜひやるべきだと考えております。この条例の内容が県民の意識改革を中心にしている条例で、それに疑問を挟む声もあるわけですが、身近ないい例としまして、ちゅうちな一安全なまちづくり条例が平成16年に制定されております。これも住民の防犯活動の啓発をやるとうということで作られた条例であります。その結果、防犯ボランティアが相当数ふえまして、条例制定前に比べますと487団体、1万4568人に増加しております。こうしたボランティアの皆さんがその地域で防犯運動に取り組んだ結果、条例制定後には沖縄県の犯罪が28パーセント以上も減少するという成果が出ております。これから見ましても、飲酒運転根絶条例につきましては、このような意味からもぜひ制定をして、県民の意識改革をお願いするということが必要かと考えております。

○糸洲朝則委員 本会議での答弁ではこうあるんですよね。得津八郎県警察本部長は、昨年末から県知事部局内で制定に向けた検討が進められてきたが、この条例の必要性が認められず、現行の交通安全施策を推進することで根絶は可能との結論に至ったと聞いている。この結論に至ったと聞いていると、県議会への提案を見送る考えを明らかにしたということですね。今の交通部長のお話だとやはり条例の制定は必要であろうと私は受け取りましたが、いわゆる文化環境部との違いがどこにあるのかということを経理部長の立場でどう認識されていますか。

○古波蔵正交通部長 これまでの知事部局との調整の段階で、県の主張するテーマは2点でございます。ただいま申し上げました飲酒運転で検挙される者が減っている。これはこれまで推進してきた施策が功を奏してそうになっている。

したがって条例をつくる必要性はないのではないかということが1点。もう一つは交通部関係につきましては、道路交通法ですべて規定されているので、あえて条例をつくるのは屋上屋を重ねるのではないかというのが県の言い分でございます。ただ、県側も公安委員会の所管条例として条例を制定することまでは否定してございません。ただし、そうなった場合でも新たな義務を県民に課してそれに違反する行為を取り締まることに限定する条例にするべきだというのが意見でございます。県警察としましては、新たな義務を県民に課してまで取り締まりというような条例ではなくて、県民の意識改革を図るという意味の条例がぜひ必要だと訴えているわけです。その辺で県知事部局と県警察との意見が分かれているところでございます。

○糸洲朝則委員 確かに県警察は取り締まりという一つの任務があります。これはある意味では道路交通法で十分に可能で、今言われている条例というのはやはり県民の意識啓発であり、モラルの向上、その辺を高めるような、言うなれば県民が一体となってその条例をお互いそれぞれの立場で県民がやるべきこと、守るべきこと、そういったものを網羅したものが必要なと今受け答えを通して感じるわけでございますが、酒気帯び運転については全国的な課題ですから、特に酒気帯び運転については全国でもワースト1を続けている沖縄県からすれば、真っ先にこの根絶に向けて成果を上げていかなければいけない。大分成果は上がってきていますが、まだそれでも十分とは言えない。したがって、他都道府県状況とかも見る必要があるなという思いをしておりますが、他都道府県状況はどうですか。その条例制定についての取り組みは。

○古波蔵正交通部長 現在、他都道府県におきましては大分県、宮城県、山形県において制定されています。これはいずれも議員提案による条例となっております。

○糸洲朝則委員 もうちょっと議員提案に至るまでの一例えば今言ったように沖縄県のように県警察と知事部局とのやり取りの後に議員提案だったのか、最初から議員提案だったのか、それぞれの県によって違うと思うんですが、もう少しこの辺の内実がわかれば教えていただけますか。

○古波蔵正交通部長 聞いたところによれば、3県とも議員提案で最初から出したとは聞いております。

○糸洲朝則委員 その資料はいただけますか。

○古波蔵正交通部長 手持ちはございませんので、後ほどでよろしいですか。後ほどでしたら、お手元にお届けしたいと思います。

○糸洲朝則委員 ぜひそれは皆さんから提供いただきたいと思います。今、県警察と知事部局でなかなか煮詰まらない、あるいは合意できないということを考えて、もう一方の県民の代表である県議会の提案というのも一つの手かなと感じましたが、それについて交通部長の所見を伺って終わります。

○古波蔵正交通部長 私たち県警察としましては、本当に県民に新たな義務を課して、それに反する行為を条例によって取り締まるということは毛頭考えてございません。やはり飲酒運転根絶というのはこれは県民一人一人の意識によってのみ解決するものでございますから、ぜひこの条例を制定する必要があると考えております。提案をする場所は別といたしましても、ぜひこの条例が制定されて、県民が将来にわたって、総ぐるみでこの飲酒運転根絶運動に取り組めるようになればと思っております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 今話を聞いて、私もよくわからないんですが、話を聞いていて気になっているのは、知事部局との意見調整がうまくまとまらない中で、ある意味では急いでいるような感じがするんですね。先ほどの話でも制定されたのは3県で、ほかはまだということになると、急ぐ理由は何なのか。

○古波蔵正交通部長 急ぐというわけではございませんが、御承知のように沖縄県は飲酒運転関連につきましては全国ワースト1が13年連続で発生しております。それから飲酒運転は減っているのかと申しますと、全国に占める飲酒運転の割合、それから死亡事故に占める飲酒運転の割合は決して減ってはございません。むしろ飲酒運転による死亡事故につきましては、昨年とことしを比べますと、件数につきましても上がっております。それから飲酒運転で検挙された者については確かに減っております。しかし、これを人口1000人当たりで全国と比較しますと、全国の6.7倍という極めて高い数字で、やはりこれも全国1位でございまして、こういった状態である沖縄県から先に飲酒運転根絶条例

を取り組むべきじゃないかと考えております。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、當間委員長から議題以外の質疑については慎むように注意がなされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

新里米吉委員。

○新里米吉委員 先ほど話がありました、I Cチップにいろんな情報が組み込まれていくわけですよね。これが組み込まれていく情報というのはどういう内容で、どの範囲までですか。

○古波蔵正交通部長 最初に発言したことを一部訂正をいたして、今の答弁に答えたいと思いますが、先ほど違反経歴についてI Cチップに記録されると申しましたが、これはI Cチップにではなくて運転者管理システムの中に登録されているということでございます。したがって、I Cチップには違反歴は記録されませんで、組み込まれるのは道路交通法に規定されている現在の運転免許証に表示されている部分です。例えば運転免許証保持者の本籍、住所、氏名、生年月日、免許証の番号、免許年月日、免許証の種類などであります。それから本人の写真と発行公安委員会名がI Cチップに記載されます。

○新里米吉委員 ということは、I Cチップには従来免許証にある内容が記されていると。それを中に入れてカードですぐわかるようにするということであって、改めていろんなものをチップに入れてやるということではないということですね。

○古波蔵正交通部長 はい、そうです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

吉元義彦委員。

○吉元義彦委員 このI Cカード免許証の導入メリットということで、先ほどもあったんですが、免許証の偽変造防止ということであたわっているんですが、

現在そういう偽造の事案というのは何件あるのかということと、もう一つは自動車盗難防止システム等の民間サービスの利用が可能だと聞いているんですが、そのあたりについて具体的な取り組みがあれば教えてください。

○古波蔵正交通部長 まず沖縄県内におきます偽変造事件の件数ですが、過去3年から現在に至るまで8件で、8人が検挙されております。この多くは無免許運転から逃れるための偽造変造でございます、そのうちの1人はこの偽造した免許証を使いまして携帯電話を契約しているという事実がございました。それから自動車の盗難防止システムですが、将来にわたりますの計画でございますけれども、自動車に本人の運転免許証のICチップに記載されている事項を記録することによりまして、これを差し込まなければ車は動かないというシステムを自動車整備に入っていると聞いております。

○吉元義彦委員 偽変造防止については、今回チップを使用することによって完全に改善できるということになるのでしょうか。

○古波蔵正交通部長 幾つかのセキュリティーがございます。その一つが電子署名というのがございます。それからもう一つは暗証番号で、運転免許証所有者が暗証番号をみずから設定をして、それによって一般には簡単に見られないということが出来ますので、それによって偽造変造が防止できると考えております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 この免許証の更新にかかる費用は幾らになっていますか。

○古波蔵正交通部長 免許証の交付手数料は現在1650円、それから免許証再交付手数料が3200円、免許証更新手数料が2100円でございます。

○玉城義和委員 トータルで幾らになりますか。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、梶原運転免許課長から免許証の更新手数料は2100円のみで

あること、更新時の講習受講料として違反の有無により優良講習料700円、一般講習料1050円を別途支払うこと、違反のない方々は更新手数料2100円と優良講習料700円を合計した2800円を更新時に支払うことについて補足説明がなされた。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。
玉城義和委員。

○**玉城義和委員** ほかにもいろいろあるんじゃないですか。更新するとき何とか会費とかということです。

○**古波蔵正交通部長** 手数料は今申しあげましたものだけでございますが、財団法人沖縄県交通安全協会連合会が協力費という形で、任意に1000円をいただいているというのがございます。これは手数料には入っておりません。

○**玉城義和委員** 財団法人沖縄県交通安全協会連合会ですか。この任意の1000円の徴収率と言いますか、例えばどれくらいの方がこの1000円を納めているのか把握していますか。

○**古波蔵正交通部長** 徴収率と言いますか、62パーセントの加入率ということでございます。

○**玉城義和委員** 意外と低いですね。我々の実感としては、ほとんどそこを通らないと出て行けないような感じになっているんですね。任意と言いますか、有効に使われているのだろうと思って払っているんですが、その1000円が高いのか安いのかということがありますが、少し違和感があると言いますか、よくその使い道が示されないで1000円出してくださいと言われても、なかなか嫌とは言えなくて、いつもどのように使われているのかといつも思っていました。私は8割くらいいるのではないかと思っていたんですが、見ている限りではみんなそんな感じで、ほとんどの人が1000円を払っているんですが、どういうことに使われているのかがほとんどわからないだろうと思うんですね。だから少し違和感があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○**古波蔵正交通部長** この協力費につきましては、まず率で申し上げますと全体の30.9パーセントが交通安全運動費、それから44.4パーセントは交通安全対

策費、1.5パーセントが表彰費、23.2パーセントが交通安全活動推進運営費に割り当てられていると承知しております。

○玉城義和委員 最後ですが、トータルで年間の収入というのはわかりますか。

○古波蔵正交通部長 平成19年度の実績で申しますと、1億1257万6708円でございます。

○玉城義和委員 講習会のところにいる職員も交通安全協会の職員で、みんなここから賃金とかは払われているんですか。

○古波蔵正交通部長 そのとおりです。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
崎山嗣幸委員。

○崎山嗣幸委員 この条例改正の目的が、先ほど運転免許証の偽造防止が目的だと言っておりましたが、それにしても件数とか、費用対効果という面では少し疑問があったんですが、本来の目的は当初先ほどの話の中にICチップに犯罪歴とか違反歴とかが入っているということをおっしゃっていましたが、一般的に考えてその現場でといいますか、パトカーなり交番で免許証の読み取り機を入れて、本人の犯罪歴、違反歴を特定できるということをやめるのかと思っていたんですが、後で訂正なされて、実際は本人を限定する範囲だということに答弁をやり直していましたが、懸念をするのは、それくらいの予算をかけるくらいの意味があつてやっているのかと私は思ったんですが、本人を確定するだけの範囲ですということをお話しておりましたけれども、いずれは最初に答弁なされた方向に行くということなんでしょうかと思ったのですが、いかがですか。

○古波蔵正交通部長 申しわけありません。ちょっと私の間違った答弁で、間違った考えを与えてしまったかもしれませんが、将来におきましても本人を特定する内容の記載ということになります。

○崎山嗣幸委員 実際にはそういうことは可能なんですか。

○古波蔵正交通部長 ICチップに記録される事項というのは道路交通法上決

まっておりますので、それ以外のことを書き込むということは法律上できません。

○**崎山嗣幸委員** このチップの耐用年数といたしますか、破損したりということが起こったり、あるいは人体に電磁波的なもので影響を与えるということはあるんですか。

○**古波蔵正交通部長** そういう人体にＩＣチップが影響を与えるのかどうかについては、大変申しわけありませんが、承知をしてございません。

○**崎山嗣幸委員** 人によっては免許証を胸に入れる人もいるし、ペースメーカーを入れている人もいるし、どの程度の障害があるのかはわからないけれども、チップの効果がわからないが、免許証の持ち方はそれぞれあるだろうけれども、もし人体に影響があるなら検討する必要があるのではないですか。

○**古波蔵正交通部長** その件についてどういう実験結果が出てくるのか、今は詳細な資料を持ち合わせておりませんので、もしそれに関する研究結果などがございましたら、後ほど委員に示したいと思います。

○**崎山嗣幸委員** いずれにしても、常識的に考えてもこれはないものだと思う聞いてはいるんですが、ないからこそＩＣチップ入りの免許証に変更しようとしていると思うんですが、ないものとして切りかえようとしているということですか。それとも今はわからないということではちょっと困りますよね。

○**古波蔵正交通部長** ただいま確認いたしましたら、ＩＣチップは普通のキャッシュカードと同じような磁気を使っておりまして、そういった有害電波などは発していないということでございます。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○**前田政明委員** 個人情報の管理などについてはどうなっていますか。

○**古波蔵正交通部長** 先ほど申し上げましたように、暗証番号をその運転免許証の保有者が自分で決めることになっています。これは８けたの数字でございます。

まして、しかもその暗証番号というのは暗証番号第1、暗証番号第2に分けられます。まず最初の4けたを打ち込むことによって顔写真あるいは本籍以外の内容が確認できます。残りの4けたを追加して打ち込みますと、そのときに初めて顔写真、本籍、そういったものが出てくるようになっております。したがって、セキュリティーをそのようにかけてございますので、情報流出は大丈夫と考えております。

○前田政明委員 これまでもIT関係で県警察その他で情報漏れなどはないんですか。

○古波蔵正交通部長 個人情報外部に流出したという事案はございません。

○前田政明委員 よくニュースでは出ていたりしますよね。それで聞いたんですが、先ほど運転免許証の範囲だと言っておりましたが、その運転者管理については別途やるというような発言がありましたけれども、それが非常に危惧されるんですけども、ICチップで読み取って、現場でいろいろな情報が出ると。仮にですが、犯罪歴その他予審と言いますか、現場の警察官なりがそういう情報を当然つかむということになると思うんですが、そういう面ではその辺の運転者管理というのも別途にやるというのは、全体の免許証保持者の管理というのもこれで当然できるわけですよね。運転者管理というのはどういう趣旨なんですか。

○古波蔵正交通部長 あくまでもIC免許証で管理しますのは、その人定事項と言いますか、その人を特定する事項でございまして、先ほど申し上げました運転者管理と言いますのは、それ以外の違反歴とか、そういったものでございまして、それとは全く別となっております。

○前田政明委員 これは接続するためにセットされる、当然ICカードですからいろいろな情報と突合できるわけですよね。

○古波蔵正交通部長 それはできません。

○前田政明委員 それから、今度の値上げの根拠なんですけれども、それをちょっと説明いただけませんか。

○古波蔵正交通部長 現行の運転免許証1枚の作成に係る費用が83円でございます。それで、450円と言いますのはいわゆるICチップの材料費であります。

○前田政明委員 材料費と言いますと何ですか。

○古波蔵正交通部長 ICチップの材料費ということです。つまり通常の運転免許証を作成するためには83円ですが、それにICチップの材料費を加えた金額ということです。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員からICチップ材料費450円は原価であるのか、再交付手数料等の改定もその分の上乗せなのか、運転免許証保持者がすべて負担すべきものなのかについて確認がなされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 もう一度、現在の運転免許証手数料の1年間の収入を答えてくれませんか。

○古波蔵正交通部長 これは平成19年度の件数で計算した金額ですが、免許証交付手数料が5764万6050円でございます。それから免許証再交付手数料が4852万1600円でございます。免許証更新手数料が3億8215万3800円でございます。

○前田政明委員 約5億円余り入っているということなんでしょうか。これを全体でトータルすると幾らになりますか。

○古波蔵正交通部長 3つの手数料の合計でございますが、4億8832万1450円となります。

○前田政明委員 必要経費は幾らですか。

○梶原芳也運転免許課長 積算の根拠につきましては、道路交通法と同施行令の中で定められておりまして、積算は事務処理に要する人件費、光熱費、印刷

製本費等の物件費、施設費このようなものを勘案しまして、道路交通法施行令の中で定められております。現行で言いますと、更新手数料が2100円となっておりますが、先ほど言いましたような人件費、物件費そして施設費を勘案してこの2100円というのが定められております。先ほど交通部長が答えておりましたトータル4億円というのは、それぞれ更新手数料につきますと、昨年でありますと18万人余りの方が免許更新されています。それに掛けた数字が先ほど交通部長が答えました4億8000万円ということになります。ですので、交付や再交付や更新、それぞれの単価に実際に再交付された数を掛けた数字が4億円余りという数字となっております。

○**當間盛夫委員長** 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員から手数料収入4億8000万円余の使途である人件費、物件費等必要経費の内訳を答弁するようにと指摘があった。)

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

梶原芳也運転免許課長。

○**梶原芳也運転免許課長** 免許証更新手数料に関しましてお答えいたします。物件費及び施設費に対応する額は750円、それから人件費に対応する額が1350円、これを足しますと2100円となります。

○**前田政明委員** 私はそういうことを聞いていないんですよ。要するに4億8000万円入っているんだから、その人件費、物件費、その他含めてありますよね。当然別にやっているわけだから。それは幾らですかと。だから今度の値上げの理由について積算根拠は何かと聞きましたよね。4億8000万円も入っているんだったら僕の問題意識からしたらひょっとしたら値上げしなくてもいいのではないかというのが頭にあるわけですよ。要するに、例えばその他を含めても2億円くらいしかかかっていないということだったら上げる必要はないですよ。今、それぞれ物価値上げをする場合には積算根拠を含めて、行政の採算性の問題とかその他費用対効果の問題とか厳しいんでしょう。だからICチップはわかりましたよ。原価が450円ですよ。その前に現在どうなっているかと。4億8000万円入っているならば、さっき言ったような物件費その他を含めて当然出すべきでしょう。予算の関係を含めて見積もりなどをやるなら。それがわからないから聞いているんですよ。何も難しい話ではなくて、ただ当た

り前のことを聞いているんですよ。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、古波蔵交通部長から手数料収入4億8000万円を必要経費として幾ら使ったのかの内訳や収支状況をすぐに出すことはできないとの説明があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

前田政明委員。

○前田政明委員 私が聞きたかったのは4億8000万円入ると、實際上450円というのも義務規定で必ずこの金額でなければいけないというのではないと思えますから、これは手数料ですから。そういう意味ではそれぞれの自治体やその他で判断すると。そういう面では今の県民生活が困窮の中で、やはりそのところは仮に材料費が450円だとしても上げないで済むような手数料の収入と経費の状況なのかということを知りたいと思って質疑しましたが、残念ながら私が聞きたいことは答えられておりません。そういう面では残念ですが、終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 県内で免許証を持っている人口はどのくらいいるんですか。

○古波蔵正交通部長 7月末現在の数字でございますが、85万6113名でございます。

○照屋守之委員 これは条例を今つくって、来年の1月4日からスタートすることになっておりますけれども、そうするとこの条例が可決されれば、1月から3月までの今年度の分は補正予算で追加になるという解釈なんですか。手数料が上がったらそういうことになるのか。

○古波蔵正交通部長 当初予算で全部取ってございますので、ICチップにつきましては平成20年度予算ということになります。

○照屋守之委員 手数料の分ですよ。1月から上がるんでしょう。上がったから補正予算で12月議会に出すんですかと聞いているんですよ。

○古波蔵正交通部長 1月から3月までに運転免許を更新する人たちのことは見込んで当初予算で要求しているということです。

○照屋守之委員 そうなると例えば手数料金を上げないとすると、現状維持のままですとということになると、交付手数料1600円、再交付手数料3200円、更新手数料2100円で据え置きするということになると、コストは上がりますよね。そうすると運営していくためにはマイナスになるから、人件費を削ったりとかそういう経費を削ってしか運営できないという状況になっていくわけですか。

○古波蔵正交通部長 照屋委員御指摘のとおり、そのとおりになります。

○照屋守之委員 厳しくなりまよね。この分で新しいICチップとかいろいろなものでコストは上がって、これは上がらなくてもそういう仕組みはスタートさせないといけないわけでしょう。全国一斉にということだったら。

○古波蔵正交通部長 平成21年1月4日スタートをめぐりして、その準備を進めております。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第9号議案に対する質疑を終結いたします。

以上で、公安委員会関係の議案に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、企画部関係の陳情第44号外16件の審査を行います。

陳情第150号を除く陳情16件について、企画部長の説明を求めます。

継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

なお、陳情第150号につきましては、知事公室と共管になっておりますので、知事公室関係の陳情審査のときに一括して説明を求め、審査を行いますので、御協力をお願いいたします。

上原良幸企画部長。

○上原良幸企画部長 企画部に関する請願及び陳情案件につきまして、お手元の総務企画委員会請願及び陳情に対する説明資料により、処理方針を御説明申し上げます。

表紙をめくっていただきまして、目次の1ページから2ページにかけて陳情の一覧表がございます。企画部関係の陳情につきましては、継続の陳情が12件、新規が5件となっております。継続審議のうち、11ページの地域再生計画に関する陳情第76号につきましては、経過・処理方針等に変更がございますので、変更部分を御説明します。

それでは、11ページをお開きください。

経過・処理方針等の欄に変更前と変更後を載せてございます。変更部分はアンダーラインのところですので読み上げます。

「また、地域再生協議会の設置について那覇市から発表されております。」

次に、新規の陳情について御説明いたします。

13ページをお開きください。

那覇バスターミナル機能の維持に関する陳情第91号について、御説明いたします。

平成20年7月30日に、本土大手不動産会社は、那覇バスターミナル株式会社の全株式を別の不動産会社に売却しており、陳情提出時と状況が異なっております。バスターミナルのあり方については、新たにバスターミナルを引き継いだ事業者とバス協会及びバス事業者間で、今後改めて検討していくと聞いております。県としましては、旭橋市街地再開発事業については、民間事業者間で事業化に向けた条件整備を図ることが重要であると考えており、引き続きその動向を注視してまいります。

14ページをお開きください。

軽油価格の高騰により存亡の危機に瀕しているトラック運送業界に関する陳

情第96号について、御説明いたします。

県では、原油価格高騰に関する中小企業対策として、原油高騰対策支援資金、中小企業セーフティネット資金などを活用した融資制度を設けており、運輸事業者に対しても、この支援資金の活用を促しております。平成20年8月国が公表した安心実現のための総合対策では、運輸事業関連について、燃料サーチャージ制導入のさらなる促進、セーフティネット保証の一部補助、省エネ車両・機器等の導入促進等の各種施策が示されたところであり、県としては、今後、国の動向を見ながら、可能な支援について検討していきたいと考えております。燃料サーチャージ制については、沖縄総合事務局においてトラック運送業の適正取引を推進するため、国、県、経済団体、荷主企業等を委員とする会議を今年8月に設置し、その導入促進を図っているところであります。県が実施している石油製品輸送等補助事業は、沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品について、価格の安定と円滑な供給を図るため、石油製品の販売事業者等が負担する輸送経費に対し、予算の範囲内で補助を行っているものであります。原油価格の高騰により輸送経費が増加した分についても当該事業の補助対象としているところであります。県としては、引き続き小売価格の把握に努めるとともに、当該事業の適切な実施とその周知を図ることにより、離島における石油製品の価格の安定に努めてまいります。

15ページをお開きください。

燃料価格高騰対策に関する陳情第101号について、御説明いたします。

県は、バス協会に対して、施設整備や交通安全対策事業などを対象とした運輸振興助成交付金を交付しているところであります。県としては、厳しい財政状況の中にあって、暫定税率分を財源とした補助制度を創設することは困難であると考えておりますが、関係部局と調整を図りながらバス事業者への支援について検討してまいりたいと考えております。乗合バスの利用促進は、生活路線の維持確保を図る上からも重要なことであります。現在、県では定時定速制が確保され、利用者の利便性の向上に資する基幹バスを中心としたバス網再構築を策定し、その具体化に向けて取り組んでいるところであり、この中で乗合バスの利用促進についても図っていくこととしております。修学旅行や各種イベントなどで貸切バスを利用する際には、適正な運賃が確保される入札が実施されるよう、国と連携しながら取り組むとともに、関係部局にも周知してまいりたいと考えております。

16ページをお開きください。

原油価格高騰対策に関する陳情第108号について、御説明いたします。

県では、航路、航空路及び生活バス事業について運航費の欠損額の補助を行

っており、離島航路補助については、原油価格高騰による燃料費増加分の欠損額についても国及び関係市町村と協調し補助をしているところであります。離島航空路線については、航空機燃料税及び空港使用料の軽減により運賃の低減化が図られております。さらに、県管理空港の着陸料の軽減措置をもとに航空会社においては、離島住民を対象に割引運賃制度を実施しております。県としては、今後ともこれらの軽減措置による離島航空運賃の低減に努めるとともに、より一層の運賃の低減に向け離島航空路線の公租公課の軽減措置や運航費補助制度の維持・拡充を骨子とする離島空港整備法（仮称）の制定についても、引き続き関係各県と連携しながら国に要請してまいります。

以上で、企画部に関する陳情案件の処理方針の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 陳情第96号についてですが、燃料サーチャージ制について説明をお願いします。燃料サーチャージ制度というものがどういうものなのかということですか。

○**上里至企画調整統括監** 仮に燃料価格が上昇した場合、その上昇分あるいは下落分の増加分に対して、これを別立ての運賃として設定するという制度がございます。例えば基準の運賃がございまして、それをはるかに超えたり、はるかに低くなった場合には、別立ての料金を設定して、それに上乘せすることができますよという制度でございます。

○**新里米吉委員** 今日のように燃料が高騰したり下がったりするときに、一定の基準の金額があるけれども、必然的に燃料が高騰すればオンされる。下がったら下がるという制度ですね。それで、各県の状況は私が聞いた限りでは、都市圏ではそういう方向でやっているように聞いているんですが、全体的には

どのような状況ですか。

○津波隆交通政策課長 詳しい資料は手元にはございませんが、全国においてはサーチャージ導入あるいは値上げなど価格転換したものの合計で4割程度の実績となっているということでもあります。

○新里米吉委員 他県でこれを実際に実施しているのがどの程度あるのかを聞きたい。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、津波交通政策課長から詳しい資料がないとの答弁があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 これを沖縄県内で実施しようとしたときの問題点というか、課題というのはどう考えていますか。

○津波隆交通政策課長 県内の場合、サーチャージ制導入の事業者は現在0.1パーセントということになっております。このサーチャージ制導入がなかなか進まないというのは、零細な事業者が多くて、荷主側のほうが強いという状況で、なかなかサーチャージ制によっても、現在の状況でも結局は値上げをという形になりますので、それが零細業者においては他との競争の中で、そういう形でも値上げという形に持っていくことがなかなか難しいという、荷主側が強いという状況があって、なかなか導入しづらいという状況があるということです。

○新里米吉委員 結局は、県で決めるとか都道府県単位で決めるのではなくて、いわゆる車やトラックを持っている人と、荷主との間での契約のような形でやっていくから、沖縄県ではまだ1パーセントしかないという実態で、なかなか難しい、困難なところがあるということですか。

○津波隆交通政策課長 新里委員のおっしゃるとおりでございます。

○新里米吉委員 陳情第101号です。この経過・処理方針の中で中段の下の辺りに、基幹バスを中心としたバス網再構築を策定し、その具体化に向けて取り組んでいるところでありとなっておりますが、現在はどうなっていますか。基幹バスを中心としたバス網再構築の策定に向けて進展しているのか、どうなっているのか。最近はよくわからないんですが、何か動きがとまっていないかなという疑問を持つものですから。

○津波隆交通政策課長 この基幹バスについては、国のほうからバスの再構築の計画策定費の補助金の交付決定を受けまして、現在、バスの沖縄県公共交通機関活性化推進協議会が実施主体となって、県が事務局となっておりますけれども、沖縄県公共交通機関活性化推進協議会において策定に関する調査の委託を発注しております。それで、これも実際に策定に向けた委託調査を発注している段階にあります。

○新里米吉委員 沖縄県公共交通機関活性化推進協議会をつくったでしょう。その中での協議はほぼ終わって、その計画をつくっていくために専門家に委託をしている段階だととらえていいんですか。

○津波隆交通政策課長 はい。沖縄県公共交通機関活性化推進協議会でそういう策定の発注の承認も得まして、具体的に業者へ委託発注しているところです。

○新里米吉委員 その委託は、いつごろ答申を受ける予定ですか。

○上里至企画調整統括監 この委託につきましては、今年度で終わりました、その結果を沖縄県公共交通機関活性化推進協議会に報告していきまして、その沖縄県公共交通機関活性化推進協議会の中で今後の基幹バスの構想をどのように進めていけばいいのかということが論議されるということでございます。あくまでもこの委託を踏まえた上で論議されていくということでございます。この委託につきましては、今年度には終了するというところでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
山内末子委員。

○山内末子委員 陳情第91号をお願いします。この中で、提出された期限の7

月16日の中では、本土大手不動産業者というのが、30日の段階でまた別の不動産会社にかわったということですが、その辺をもう少し具体的に説明をお願いします。

○上里至企画調整統括監 この那覇バスターミナルをめぐる動きにつきまして、那覇バスターミナル株式会社のいわゆる所有と言いますか、それが本土の大手会社に移りまして、その後もう一度移ったという状況にあるということでございます。

○山内末子委員 それでは今は、最初の第一交通産業株式会社が……。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、黒島企画調整課長からバスターミナルを管理する那覇バスターミナル株式会社の全株式保有者が株式会社ゼクスから株式会社リッシへかわった経緯について補足説明がなされた。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

山内末子委員。

○山内末子委員 那覇市旭町の市街地再開発事業のその地域の大体の概略でいいですから、今どのような流れになっているのかをお願いできますか。

○黒島師範企画調整課長 当該地域はモノレール旭橋駅周辺地区の市街地再開発事業ということで、都市計画を受けましてやっておりますけれども、2つの地区に分けて、国道329号の北側をバスターミナル地区、それから南のほうは南地区に分けて、南地区については事業をスタートしてございます。

○山内末子委員 南地区というのは自治会館のところですよ。あそこはもう落成して、明日か明後日には落成式だということは知っているんですけども、今問題になっているこの地域のことを少しお願いしたい。今この陳情に出ていますこの那覇バスターミナル地域の再開発がどのような形で進んでいるのかというところをお聞かせください。

○上里至企画調整統括監 自治会館周辺は南街区と言っているんですけど

も、バスターミナル地区は北街区という言葉を使っております。この北街区につきましては、基本的には旭橋都市再開発株式会社という民間の会社で開発していくことになっておりまして、これにつきましては、これから計画をつくっていくというようなことになってございます。この計画をつくる際に、やはりバスターミナルの譲渡問題などの問題も全部クリアしていかないといけない。やはりクリアしていかなければ、計画がつかれないわけですから、やはりいろいろ話し合いをして、これが解決されればそれを踏まえた上で計画をつくって、実施していくという手法ではあるんですけども、やはりまだ事業者間で調整している段階にあると考えていただければよろしいかと思えます。

○山内末子委員 そのバスターミナルの機能を縮小するという形になっているんですけども、機能が縮小することによって、やはり交通形態ですとか、流れがどう変わっていくかということについては県ではどのような認識を持っていますでしょうか。

○上里至企画調整統括監 このバスターミナルに関しましては、やはり私どもでも交通結節機能ということで位置づけてございます。そのために旭橋の開発を進めているということでございますが、この交通結節機能を一体どういう形でイメージするかということなんですけれども、やはり交通結節機能ですから幾つか待機バースがありまして、そこからバスがそれぞれの路線に向かって走っていくというようなものを県としてはイメージしているところでございます。やはりこういうところに駐機場的な機能があるべきかどうかということにつきましては、実はその交通結節機能を維持していくに当たっては、必ずしもなくてもいいというようなもとの計画が進められておりまして、それをめぐって事業者間で話し合いがされているという状況にあるということでございます。ですから駐機場としての機能と待機バースとしての機能、これを事業者間でいろんな調整が進められているということでございます。

○山内末子委員 これは事業者間での調整なんですけれども、県としてはその事業については今後、どのようなかわりを持っていくんですか。

○上原良幸企画部長 もう少し要約いたしますけれども、要するにここにどれだけのバスが待機するのかということなんです。今現在は57台が待機しています。それを新しく事業をすることは、商業施設になるかと思いますが、そこでバスの発着をするということで、定時に出発するためには最初は8台とい

う話がありました。それから20台というところまで来たんですけども、バス会社のほうは50台くらい欲しいと。要するに今と同じくらいの駐機場が欲しいということなんですけれども、もちろんその辺の調整が難航したこともゼックスという会社が撤退していった1つの理由ではあるんです。ただ我々からしますと、そのバス会社は処分したわけですよ。処分してなおかつ今と同じような台数を確保したいということは、なかなか虫がよすぎるのかなということもあります。その調整を県も中に入って、先ほど20台くらいまではということで話は進んできたんですけども、やはりどうしても50台とかという話になって調整がついていない状態ではありますが、引き続き交通結節機能、バスターミナル機能を残すためにはどれだけの台数が駐機していなければならないのかという話は、我々も中に入って、今後、協議していきたいと思っています。今のところ県ではどれくらいということは言えません。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。
前田政明委員。

○**前田政明委員** 陳情第91号ですが、ちょっと教えてほしいんですが、当初のこの地域の事業計画というのは大体固まっているのですか。総工費が幾らだとか。

○**黒島師範企画調整課長** これからでございます。

○**前田政明委員** この事業主体は引き続き旭橋都市再開発株式会社がやるんですか。

○**黒島師範企画調整課長** 那覇バスターミナル株式会社も旭橋都市再開発株式会社に出資してございますので、そのとおりになると思います。

○**前田政明委員** 当初の大まかな概要といたしますか、イメージを少し説明してください。

○**上原良幸企画部長** 都市計画決定をする段階で、概要といたしますか、概算で大体380億円の事業規模でした。それが現在施工しております南地区で215億円規模の事業を展開しております。北側のバスターミナル側はこれからです。

○前田政明委員 これは社団法人沖縄県バス協会といいますか、バス会社全体も含めて事業主体になるという方向が当初はあったんですよね。そうではないのか。

○上里至企画調整統括監 那覇バスターミナル株式会社も、この旭橋の再開発に参加していただけるということで進められてきたということでございます。

○前田政明委員 現在はどのような状況になっているのか。もう少しこの辺を説明してください。

○上里至企画調整統括監 那覇バスターミナル株式会社の権利がずっと移ってきているわけですから、やはり当初のバス事業者の皆さん方が参加していただいていたという前提条件がある程度変わってきているわけですから、やはりそのところを今調整しているというところでございます。

○前田政明委員 この場合、公共的事業といいますか、要するに法律上県が補助助成をするという対象の事業内容として、バスターミナルを含めてその機能の問題というのは理屈の1つですが、現在経営者がかわって、民間の大手会社が持っている。そういう場合に、事業内容になるかと思えますけれども、ホテルとかその他は対象じゃなかったですよ。あくまでも事業主体も含めて公共的なもの。株式会社の皆さんも、慌てて起債するときに県が半分以上出していると思えますけれども、現在の場合に旭橋都市再開発株式会社がそのまま事業をすると、公共的な税金を使って出すという事業規模の中身というのは維持できるわけですか。

○上里至企画調整統括監 当初策定した計画というのは、大まかなラインを決めまして、サイドを詰めていったときに、さらに詰めていく。やはり北街区につきましては、大まかなところで計画が立てられておりまして、交通結節機能をどうやって維持していくのかという細かいところにつきましては、これは後で計画変更をしていくということでこの工事は進められているわけです。ですからこれから計画変更をしていくということになるわけでございますが、計画変更する際に、前田委員が御指摘のいわゆる公共的なものがどのように入っていくのかというのは計画を変更していく段階で決まっていっていただければよろしいかと思えます。

○前田政明委員 960万円の資本金で、約400億円以上の事業をするということ自体が都市再開発法の規制緩和でやった関係で、大きな民間が合意したら、手続が非常に急速に進むという前提の中で、県も那覇市もお金を出しているわけですが、これはそういう面ではやはりバスターミナル機能というのは大事だと思いますけれども、そこは当初の条件より流動的にいろんな状況に変わっていると認識していていいですよ。

○上里至企画調整統括監 そのとおりでございます。

○前田政明委員 陳情第96号ですけれども、先ほどもありましたけれども、燃料サーチャージ制、やはり燃料が上がったから単価を上げてほしいという場合に、当然この零細なトラック運送業界が、荷主側である大手のスーパーとかその他に対しては対でしかできないんですか。零細業者の状況からして、これは採算性が合わない。そういう意味では少なくとも必要経費の中に、これだけは上げなさい、認めなさいというような行政的な指導といいますか、そういうのは今の仕組みではできないということなんですか。

○上原良幸企画部長 まずこれにつきましては、運輸行政・交通行政というのは国でやっておりまして、沖縄総合事務局でやっておりますので、その辺についてはおっしゃるようになかなかトラック業者、バスもそうですけれどもたくさんいまして、統一して燃料サーチャージ制をやるというのは難しいという現状があるのかなと思っております。

○前田政明委員 そうすると、これは国の問題にもなるけれど、やはり直接補てんといいますか、そういうことをしないと結局は見殺しというか、弱いものは負けていくという感じに淘汰されていきますね。そういう面では、軽油価格の高騰の中で、ちょっと勉強不足なので教えてほしいんですけれども、自分の営業との関係じゃなくて、どうしようもないという原因で営業の状況が変わっている。それから経費コストも上げなければいけない。こういう場合に、今の制度の仕組みの中で、今度の補正予算を含めて、トラック運送業会その他の原油高騰による直接補てんで、何か助けられる道というのはありますか。

○上原良幸企画部長 本会議でも御質疑が出ましたけれども、直接補てんが難しいのは、1つには水産業からも出ましたけれども、原油高騰に対するためにコスト削減努力を続けて、それも限界があるなと思うところは、利用者とか使

用者の御理解をいただきながら、商品とか運賃の値上げをせざるを得ないという状況があるものですから、特定の業者だけを直接補てんしていく、税金を投入していくということについては、先ほども言いましたように、補てんを受けずに懸命に努力をしているような業者からは不公平だという声上がることもありますし、同じ業者の中でも出てくるので、直接補てんが難しいのは何を対象とするのかということとか、実績をどうチェックするのかという補てんの仕組みとか、ルールづくりを制度化するのは難しいのかなという感じがします。これはトラック運送業界だけじゃなくて、すべての業者に影響を与えたいと思います。

○前田政明委員 これは別の話ですけれども、銀行の公的資金投入30兆円とか、あのような状況から見れば、資本主義の仕組みなんだけれども、この不況の中で、零細業者は体一本でやってきて、その人たちは淘汰されて、市場は大きいところの系列会社が吸収合併する。そういう面では、やむなく自殺をする社長もいっぱい出てきているわけですが、本当は今起こっていることというのは経済の根底といいますか、トラック運送業界の方々も体一つで頑張ってきた人たちが、ちょっと所管は違うかもしれないけれども、トラック運送業者の皆さんがデモをして、私も見たんですけれども、本当に単価の計算を含めてですが、そこのところは実効性のあるサーチャージ制といいますか、トラック業界の方々を助けられる道を探さないといけないんですけれども、今の企画部長の話も聞いていても、この陳情趣旨については先ほど言っていたいろんな事情で、見て見ぬふりをするとおかしいけれども、要するに手を差し伸べる状況の仕組みも財源もないということになってしまうんですか。

○上原良幸企画部長 先ほども申し上げましたが、交通は国の所管といいますか、それ以外にも直接的なものを含めてどう支援していくかにつきましては、これは県レベルといいますか、県が持っている政策、手段、財源もそうですけれども、それを含めてなかなか今の県の段階では難しい。本当は国政で決着をつけていただきたいというのが本音です。

○前田政明委員 やはりトラック業界の方々を含めて、農業、水産業、本当に日本の経済を支えている方々をしっかりと救済するべきじゃないかと思えます。そういう意味ではこの質疑とは関係ありませんが、やはり公的資金を銀行には30兆円も入れてるのに、税金もほとんど払っていない。そういう面では非常に不公平だなというのを感じました。終わります。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

崎山嗣幸委員。

○**崎山嗣幸委員** 陳情第91号ですが、先ほどのお話を聞いているとバスターミナルの機能が縮小されるというような状況を事業者任せのような感じになっているんですが、この駐機場とか休憩所の問題が県民にとって不便をかこつことになると思うんですけれども、県としては現行のバスターミナルの機能が縮小されることに対して、今後どう展開していこうとしているのか。例えばモノレールとバスとの結節の関係もありますよね。そういう長期的な視点といたしますか、計画と今言っている事業者が変わって行って、相談をしないとわからないと。間違ったら事業者の都合によって規模が縮小されたり、バスターミナル機能が縮小されて県民が不便をかこつことになりかねないような感じに受けとめるんですけれども、これは県が県民の足である公共交通機関としての役割、整合性というのはどうなるのか。

○**上原良幸企画部長** 先ほども触れましたけれども、これから我々は基幹バスを再編していくという作業をする。いつという時期的なものはわかりませんが、とりあえず今回調査をして、再編に向けて基幹バスを発車させます。その出発点がバスターミナルとなりますので、このバスターミナルの重要性といたしますか、まさに公共交通を確保するための起点をいかに納得いく形で確保するかということは、極めて重要だと認識しております。どれくらいの規模が必要なのかどうかは、両方からいろいろ出ておりますけれども、一方は8台、一方は50台と言っていますから、その折り合いを20台くらいでつけました。だからこれからどれだけの規模を確保するのかということは、当然我々は公共交通、基幹バスを走らせていく上でも重要なポイントだと考えております。

○**崎山嗣幸委員** この起点は、現行のバスターミナルで変わらないということの理解をしいんですよね。今言われていることは重要視したいということですよ。そうであるならば、機能がどのように変化するほうが、これからの交通体系に交通渋滞も含めて、バスやモノレール、市外市内バスも含めてどう回るのかということを検討していくと思いますが、いずれにしても、今言われていることが、私の感覚の中においては、やはり機能しているわけですから、これがバスターミナル的な構想が変わっていくということであるならば、かわれるものとして、例えばモノレールのバスとの結節点が大きく皆さんの構

想があって、市外から乗り入れをするのは那覇市新都心地区だとか、いろんな構想の中においてこのバスターミナル基地が縮小されて、機能別の方向に行くということも想定されるんですか。

○上原良幸企画部長 機能としては拡大してほしいということを考えていますけれども、その際に駐機場の規模が50台なのか、何台なのかは直接的には関係ないんじゃないかと。より効率的に使ってもらうためにも、ここにずらりとバスがいたほうがいいのか、どれくらい駐機すればうまく機能するのかはこれから検討させていただくということになると思います。

○崎山嗣幸委員 バスの駐機の関係はバス会社の話であって、県民にとってはこのバスが駐機するのかどうかというのは余り関係ない話ということの受けとめ方なんですか。

○上原良幸企画部長 関係ないということではなくて、要するに定時でスタートできる。そして何台かは控えている。それでは何台控えればいいのか。そうしたときにトータルでどれくらいになるのかということは、極めて技術的なことも含めて、これから検討していくということでもあります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
浦崎唯昭委員。

○浦崎唯昭委員 この本土大手不動産業者に売却されることについて、県有地を担当する皆さんとしての話し合いはあるんですか。相談とかはあるんですか。

○上原良幸企画部長 ございませんでした。

○浦崎唯昭委員 これはそういう方向で商売は成り立つわけですか。いわゆる地主は知らないで、株式が売買されることもあるんですか。

○上原良幸企画部長 これはあくまでも那覇バスターミナル株式会社の株式の譲渡の問題でありまして、県有地は7割あります。県有地を借りて、この株式会社がバスターミナルをやっているわけですから、その株式を売ったのかどうかですから、これは貸している地主の我々がどうこうは言えないということでもあります。

○浦崎唯昭委員 譲渡するときは何も知らなかったということになるわけですか。

○上原良幸企画部長 はい、そうです。

○浦崎唯昭委員 それから先ほども出ていましたが、那覇バスターミナル株式会社側と結節機能、バスターミナル機能で少し意見が違っているようですが、20台と50台というようなお話だったと思いますが、この辺はやはりバスの事業者側の考え方と今企画部長がおっしゃっていた考え方の違いはわかりませんが、この調整は大事だろうとっておりますので、十分に話し合いをするべきだと思うんですけども、改めて考え方をお聞きしたいと思います。

○上原良幸企画部長 駐機場規模20台は県が出しているということではなくて、前の会社との話であって、県が直接駐機台数がどれだけというのはまだ出しておりません。そうしているうちに会社がほかにかわってしまったと。いずれにしてもこれは、これから県がどこまで関与するのかということも含めて検討してまいります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
玉城義和委員。

○玉城義和委員 今のと関連してですが、ひとつ確認をさせてもらいたいんですが、これは7割は県有地ですよ。約3000坪ほどあると聞いているんですが、これについては売却をするということになっているのですか。

○上里至企画調整統括監 県で用地保証金を取りまして、それから転出するという計画でございます。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、黒島企画調整課長から権利返還する際に再開発後の権利床を取得する方法と、権利床を売却し保証金をもらう方法があり、後者を転出と言っている。県としては権利床を取得せず保証金をもらう方法を考えているとの補足説明がなされた。)

○玉城義和委員 用地保証金を取って転出ということですよ。そうすると所有権はどうなるんですか。

○黒島師範企画調整課長 権利返還の際に、それを売りまして保証金をもらうと、いわゆる転出をするということでございます。ですから、再開発後の権利床を取るということではないということです。

○玉城義和委員 要するに多少のタイムラグは生ずるけれども、最終的には所有権を移転するということですよ。そうすると、正確には何平米あるんですか。

○黒島師範企画調整課長 9044平米でございます。全体の7割でございます。

○玉城義和委員 そうすると、今の段階はこの用地保証金は県としては受領しているんですか。受領しているのか、あるいは契約の段階なのかを含めてお願いします。できれば金額まで。

○黒島師範企画調整課長 権利返還の段階までは事業に参加します。その時点で転出ということでございます。ですから、もちろんまだもらってはございません。

○玉城義和委員 内々の相談はどうなっているんですか。この権利、用地保証金というのはどれくらいになるのか。

○黒島師範企画調整課長 旭橋都市再開発株式会社による、あくまでも試算でございますが、9億4900万円でございます。

○玉城義和委員 3000坪ですから、9億というのは1坪幾らですか。30万円ですか。

○黒島師範企画調整課長 そのとおりでございます。

○玉城義和委員 これは普通の不動産鑑定士などの鑑定評価の関係ではどうなんでしょうか。

○黒島師範企画調整課長 計画の当初の段階で鑑定を入れてございます。

○玉城義和委員 今日はこれだけにしておきます。確認をしておいて、また続けていきたいと思えます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、企画部関係の陳情16件に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

次に、本委員会所管事務調査事項総合開発及び地域振興についてに係る過疎地域の自立促進について審査を行います。

ただいまの議題について、企画部長の説明を求めます。
上原良幸企画部長。

○上原良幸企画部長 それでは、お手元に配付してあります資料過疎地域自立促進特別措置法の概要に基づき、御説明します。

過疎地域自立促進特別措置法の概要、1 過疎法の概要 昭和45年以来、過疎地域の振興、活性化のため10年間の特別措置法として4次にわたり制定されておりますが、沖縄県においては昭和55年の過疎地域振興特別措置法から適用を受け、各種の過疎対策事業を実施してまいりました。現在の過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年度から平成21年度までの10年間の時限法となっております。

2 過疎法の内容①過疎地域の要件 過疎地域の要件としては、まず人口要件があります。人口要件ですが、国勢調査に基づく人口減少率及び高齢者比率が一定程度以上であること、若年者比率が一定程度以下であることとなっております。次に、財政力要件ですが、平成8年度から平成10年度の財政力指数の平均値が0.42以下となっております。その結果、現在沖縄県内の過疎地域市町

村は18市町村となっております。②過疎地域自立促進方針の策定 過疎地域自立促進方針は、県が行う過疎地域自立促進のための対策の大綱として、また市町村が市町村計画を定める際の策定指針として、県が定めることになっているものです。自立促進方針は、具体的な運用として前期と後期の各5カ年間に区分して定めることとされています。③過疎地域自立促進計画の策定 市町村計画は、自立促進方針に基づき、県と協議した上で、市町村議会の議決を経て定められるものであり、県計画も自立促進方針に基づき、県が過疎地域の市町村に協力して講じようとする措置の計画として定められるものです。④財政上の特別措置 次に、財政上の特別措置についてですが、過疎地域の市町村は、財政が脆弱であることに加えて自立促進を図るための事業を特に行う必要があるという特別の事情があるので、過疎地域自立促進のための特別の地方債である過疎債が認められています。過疎債は、元利償還に要する経費の70パーセントが基準財政需要額に算入され、地方交付税上措置されることになっています。また、財政力が弱く、技術的能力が不十分な市町村にかわり、基幹道路や公共下水道幹線管渠整備について、県における代行整備の制度が設けられています。さらに、旅館業の建物・付属設備等の整備に係る事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除または不均一課税を行った場合、普通交付税により減収補てんすることとされています。

なお、参考資料沖縄県の過疎地域についてを配付していますので、後ほど御覧ください。

○**當間盛夫委員長** 企画部長の説明は終わりました。

これより、過疎地域の自立促進について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

島袋大委員。

○**島袋大委員** 4番の財政上の特別措置とありますが、これに該当されている過疎地域に関して、そういう特例措置を受けているのか、全地域が受けられているのか、その辺はどうなっているのか。

○**川上好久地域・離島統括監** 18市町村すべて受けております。財政上の特別措置の中で、すべてを受けているというのは過疎債についてですね。あとは財政上の特例措置は今説明がありましたように3つありまして、1つは過疎債で

すね、もう一つは県の代行整備がございます。あとは税制の特例というのがございまして、この代行整備と税制の特例というのは例としては少ない状況でございます。過疎債については、すべての市町村が使っております。

○島袋大委員 今、過疎債については18市町村全部が受けているということなのですが、要するに基幹道路とか公共下水道、税の免除、そういったものは全地域は受けられていないということですよ。

○川上好久地域・離島統括監 これは希望するところが要件が合えば県代行もできるということと、そういう事例が余らないと理解しております。現行においては大宜味村の下水道の整備が県代行でやっております。事例としては余り出てきていないということです。

○島袋大委員 離島や地域とかその辺も全く出ていないということですか。

○川上好久地域・離島統括監 県代行で多いのは道路でございます。道路につきましては、今ちょっと数字がないんですが、過去20余りの例がございました。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 久高島がありますよね。うるま市には津堅島もあるんですよ。そこはこの制度には合わないのか。

○川上好久地域・離島統括監 過疎地域自立促進特別措置法いわゆる過疎法の指定は市町村ごとになっております。それで要件がございまして、例えば人口だと昭和35年以降、平成7年までは30パーセントの人口減少があるとか、あるいはその間は25パーセント以上だけれども、高齢化率が24パーセント以上あるとか、一定の要件がございます。この要件に合致するところが市町村ごとで指定を受けるということになってございます。

○照屋守之委員 それでは市町村全体ということだったら、島は厳しいけれどもそれは適用しないということなんですか。

○川上好久地域・離島統括監 そういうことになります。

○照屋守之委員 これは法律を変えさせましょうよ。同じ市でも島は厳しいですよ。一緒に過疎法の改正のときにできないのか。

○川上好久地域・離島統括監 今のお話は、過疎法は市町村単位です。もう一つは辺地というのがございまして、辺地については集落単位で指定が受けられます。したがって、過疎の対象となっていない市町村でも、この辺地の指定を受ければ、例えば辺地債、交付税で見るのが80パーセントという非常に率のいい起債の適用が受けられることになっております。

○照屋守之委員 与那国町がそこに入っていて、その財政の特例措置に県代行というのがありますよね。この前台風被害を見に我々も行きましたが、やはり財政的に厳しいわけでしょう。だからこういうことがあれば道路や台風後の対策にもこういうのが適応できるということになるのか。

○川上好久地域・離島統括監 今の話はそれが事業としてどういうものが充てられるかによって少し違ってくるかと思います。例えば災害適用があれば、災害の起債が適用されます。

○照屋守之委員 災害とかじゃなくてもこういうので代行してできるわけでしょう。やってあげたらいいんじゃないですか。

○川上好久地域・離島統括監 これはその市町村から希望があって、その要件に合致すればやっております。現行では先ほど申し上げました下水道の整備とかもやってございます。市町村道については過去事例がたくさんございます。

○照屋守之委員 ということは、我々がこういうものを使って、台風対策後のそれぞれの市町村が県に相談して、こういうものを適用しながら再建と言いますか、復興していくということができると理解していいですか。

○館圭輔地域・離島課長 あくまでも過疎法に基づく措置と言いますのは、過疎地域の自立促進を目的とした事業についてということでございまして、その災害の復旧はこの中の目的には含まれていないということでございます。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

よって、過疎地域の自立促進について質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

午後 0 時 20 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○**當間盛夫委員長** 再開いたします。

次に、知事公室関係の陳情第65号外 2 件及び企画部関係の陳情第150号 1 件の審査を一括して行います。

まず、知事公室関係の陳情 3 件について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

上原昭知事公室長。

○**上原昭知事公室長** ただいま議題となっております知事公室所管に係る陳情につきまして、御説明いたします。知事公室所管の陳情は、継続 1 件、新規 2 件の合計 3 件となっており、そのうち 1 件は、企画部との共管となっております。それでは、資料の 2 ページをお開きください。継続審議となっている陳情第65号につきましては、お手元に配付しております資料の処理概要の欄に、下線で表示した箇所が変更部分でございますが、大幅な変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

続いて、新規 2 件の陳情につきまして御説明いたします。資料 3 ページをお開きください。陳情第144号地上警戒管制レーダーの配備中止を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。沖縄防衛局の説明によると、現在、防衛省は、弾道ミサイル防衛能力の向上に努めており、その一環として航空機の警戒監視に加え、我が国に飛来する弾道ミサイルの警戒監視も可能な新しいレーダーについて全国 4 カ所で整備を進めているとのこととあります。この中で、航空自衛隊与座岳分屯基地においては、老朽化しつつある現レーダーにかえて、弾道ミサイルの警戒監視も可能なレーダーを平成21年度から設置する計

画があるとのことであります。当該レーダーの整備については、日本の防衛力の一環として整備されるものと理解しており、反対する理由はないものと考えております。県としては、地域住民に及ぼす影響などを総合的に判断し、対応していきたいと考えております。

次に、資料4ページをお開きください。陳情第150号航空自衛隊那覇基地へのF15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。沖縄防衛局の説明によると、航空自衛隊については、那覇基地に配備されているF4戦闘機を今年度中に百里基地に配備されているF15戦闘機と入れかえる予定であるとのことであります。F4戦闘機は平成20年代半ばに耐用年数がくることから、その更新のための入れかえであり、入れかえ後の機数も同数となり、任務、訓練、飛行回数も同様であるとのことです。県としては、騒音等地域住民に及ぼす影響などを総合的に判断し、対応していきたいと考えております。また、9月11日、那覇空港において、F4戦闘機1機が着陸した際、左主脚のタイヤがパンクする事故が発生しました。航空自衛隊によると、パンクの原因については、現在、細部を調査中であるが、着陸した際、一時的にタイヤがロックした状態になったため、タイヤの一部に負荷が発生しパンクに至ったものと推定されるとのことであります。県としては、航空自衛隊において、県民に不安や影響を与えることがないよう、安全管理に万全を期していただきたいと考えております。

以上、知事公室所管に係る陳情3件につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○當間盛夫委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情第150号に対し、企画部企画調整統括監の説明を求めます。

上里至企画調整統括監。

○上里至企画調整統括監 陳情150号航空自衛隊那覇基地へのF-15戦闘機配備などの機能強化に反対し、那覇空港の民間専用化を求める意見書の可決を求める陳情について、処理概要を御説明いたします。

5ページをお開きください。

那覇空港の滑走路増設に当たって国は、同空港を自衛隊が将来も現状のとおり使用することを前提に検討しております。那覇空港は、島嶼県沖縄の県民生活や経済活動にとって、重要なインフラストラクチャーであることから、自衛

隊機と民間航空機の共同使用については、引き続き、安全管理の徹底を強く国に求めていくこととしており、民間専用化を要請する考えはありません。

以上で、企画部に係る陳情案件の処理概要の説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 企画調整統括監の説明は終わりました。

これより各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

新里米吉委員。

○**新里米吉委員** 陳情第150号ですが、那覇空港の民間専用化については、これまで県とか県議会で政府に要請したことはありませんか。

○**上原昭知事公室長** 那覇空港の民間専用化や自衛隊機の撤去も含めて、それに係る要請については、昭和48年4月から昭和56年6月までの間12件行われております。

○**新里米吉委員** これは県議会等で決議をしての要請とかもありますか。

○**上原昭知事公室長** 前回、本会議でこの件に関する質疑がありまして、かなり古い資料を調べていたんですが、公文書館に移されているような古い資料なんですが、その中に一連の資料がありまして、それを見る限りにおいては、その間の経緯がよくわかりませんので、決議を受けてからなのかどうかということについてはまだ把握はしておりません。

○**新里米吉委員** 昭和48年から昭和56年までで12件ですから、復帰後毎年のように8年間は自衛隊機が共同使用となって、沖縄県側としては民間専用化してくれという要請を毎年やっていたという数字になりますね。8年間で12件ですからね。そういう意味では自衛隊機が沖縄県へ配備されて、恐らく12件もあるということは与野党を超えてやっていたと想定もできる。あるいはオール沖縄的にやっていた可能性もあるのではないかと思う。僕の記憶でもそういう感じ

を受けるものですから。それが何でこんなに変わってしまったのですか。もう民間専用化は求めませんということになっているでしょう。

○上原昭知事公室長 当時、何で要請をしなかったのかという理由についてはよく承知しておりません。

○新里米吉委員 何で今変わったのかと聞いているんです。恐らくこれは僕が想定するに8年間で12回も要請があるということは、恐らく当時の県議会は与野党一致して民間専用化するべきだということだっただろうという想定がされる。それと、県民ぐるみでもあった可能性もあるんですよ。我々も若いころで、ちょっと記憶が定かじゃないけれども、そうだったような気がするんですよ。それが今では、もうこれからは民間専用化の要請はしませんというような態度になっているでしょう。それがなぜ変わったんですか。

○上原昭知事公室長 昭和57年以降は要請をしておりませんが、県政が変わったということもございまして、その後は要請を行っておりませんが、現在の県の立場といたしましては、自衛隊を認める立場でありまして、急患輸送それから災害救助等々で自衛隊の支援や強力もいただいております。またいろんな防災訓練も一緒に行っております。そういう意味で自衛隊の移転と申しますか、那覇空港の民間専用化を求める必要がないという判断で要請を行っていないということだと思えます。

○新里米吉委員 空港は、できたら民間が使うところは民間専用化が望ましいという意識はありますか。

○上原昭知事公室長 これはあくまでも仮定の話ではございますが、自衛隊が使用するのに適切な空港が別途ありまして、そこに自衛隊が移設するというのであれば、それはそれで意義があるのではないかと思います。

○新里米吉委員 基本的には民間空港は民間専用化して民間空港として使った方が望ましいという考え方はあるということですか。

○上原昭知事公室長 それにつきましてはいろいろな条件がありまして、その辺の条件を総合的に判断する必要があると思いますので、私がこの場で意見を述べることは差し控えたいと思います。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 陳情第150号で、陳情の中でも述べられていますけれども、米軍再編による日米同盟の強化ということで、日米協議が2002年12月16日に日米安全保障協議委員会から始まって、2007年5月1日の日米協議まで5回開催された。そういう面ではこの協議の中では地域のみならずグローバルな課題への取り組みについて連携を強化する。世界の中の日米同盟の強化を確認したということで、この自衛隊も中期防衛力整備計画が平成17年から平成21年の中で、防衛庁が防衛省になった。そういう面では海外派遣といいますか、これは本来の任務に格上げされたというような重要な変化がこのF15戦闘機配備の背後にはあると思うんですけれども、その辺についてはどのような認識でしょうか。

○上原昭知事公室長 日米再編は沖縄県を含む国民的な負担の軽減、あるいは同時に抑止力の維持という2つの目標といいますか、そういうことで行われることになっておりまして、日米同盟の強化があるかどうかについては軍事的な側面がありますので一概に判断はできませんが、しかしF4戦闘機からF15戦闘機への配備の変更ということでございますので、基本的には回数とかがふえることはございませんので、特に大きな基地機能の強化とは考えておりません。

○前田政明委員 F4戦闘機とF15戦闘機の違いはどういう違いがありますか。

○上原昭知事公室長 軍事知識に少し欠けているかもしれませんが、どのような違いがあるのかについては、古い戦闘機と新しい戦闘機というぐらいしか知識がありませんので、よく承知しておりません。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、前田委員からF4戦闘機とF15戦闘機の飛行距離等の違いは大事なことであり、承知していないとの答弁はおかしいとの指摘があった。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

上原昭知事公室長。

○上原昭知事公室長 ただいまの発言で承知していないという件については撤回させていただきたいと思います。どうも失礼いたしました。

○前田政明委員 これは大事なところなんですよね。防衛力整備計画でも明らかになっているし、だからF4戦闘機とF15戦闘機の違いというのは当然皆さんわかっているわけですから答えてくださいよ。飛行距離、その他性能を含めて。何のためにかえるんですか。それは後のKC空中給油機の配備を含めて基本的なことですよ。それがわからないということになると、わからないままでこのような違いはありません、別に問題はありませんということになると答弁拒否と一緒ですよ。そんなことだったら知事公室長はそういうやり方で議員の大事な質疑をはぐらかしてはだめですよ。もう一度ちゃんと答弁してください。わからなかったら基地対策課長を含めて答えてください。

○又吉進基地対策課長 自衛隊の装備年鑑等の出版物では、F15戦闘機は1972年に初飛行して米空軍の本格的な制空戦闘機で、1974年から就役を開始したという記述があるわけですがけれども、県として防衛局にF4戦闘機と比較して端的にどこが違うのかということを探ねましたところ、まずF15戦闘機はエンジンがターボファンになっておりまして低騒音化されている。さらにF15戦闘機は大変上昇力が強くて、直ちに上昇するので騒音は軽減される。任務訓練飛行回数は現在のF4戦闘機と同じなので、F15戦闘機にかわることで騒音の影響が小さくなると考えているというような説明をいただいております。

○前田政明委員 F15戦闘機の騒音というのは大変なもので、それは全然違うというのは嘉手納基地でもわかっていると思いますけれども、それとF15戦闘機について基本的には任務は一般的に重要な任務機の護衛ということで、長距離任務の警戒管制指揮機などの機体の飛行空域を確保する。それから攻撃部隊のパッケージの護衛、すなわち爆撃機などの友軍の攻撃部隊を護衛する。迎撃、防空等、そういう面では飛行距離も非常に長くて、急上昇するものだから、設計上無理があつて墜落が非常に多いというような機種じゃないですか。そういう面では海外、要するにF4戦闘機と比べても飛躍的な攻撃能力がある。そしてF15戦闘機は御承知のように、KC135のKC767ですよ。今度は、空中給油機で給油をすれば限りなくどこまでも飛んでいけるという形で、米軍の部隊の

中でもイラク攻撃その他さまざまところで活用されている戦闘機じゃないですか。

○又吉進基地対策課長 おっしゃるようなことは、私どもが持っているのは自衛隊装備年鑑でありまして、航続力がF 4戦闘機と比較してF 15戦闘機の性能が勝っているということは記述されていますけれども、その具体的な運用についてはこれに書いてはございませんので、よく把握していないというところがございます。

○前田政明委員 自衛隊統合訓練で水域・空域もありますけれども、その地域で米軍と自衛隊が共同訓練をする。これは三沢基地とか百里基地などから来るわけですがけれども、これは極めて百里基地の真ん中においてには意味がない。南西地域の拠点である那覇空港に移して飛行距離を伸ばす。あとこのKC空中給油機も配備する。いわゆる旅団化と同時に米軍再編の中で、すなわち地域を越えて世界の中の日米同盟ということで、那覇空港が仮に専守防衛の基地からいわゆるF 15戦闘機が来る。そして空中給油機が常設をするという形で軍事力の関係から見れば、これは大変な質的な変化になるというのが普通の見方だと思うんですけれども、そういうような意見に対しては皆さんはどう考えますか。

○上原昭知事公室長 機種の変更であると聞いておりますので、それが運用の面で防衛重視から戦略重視に変更するということは聞いておりません。

○前田政明委員 那覇基地にF 15戦闘機が配備される、それから空中給油機ですよね。この空中給油機のことについて聞きますけれども、KC 767の空中給油機の駐機場の建設予定はどうなっていますか。

○上原昭知事公室長 KC 767空中給油機でございますが、現在平成20年3月から小松基地で運用しておりまして、平成21年度末には試験運用を終了し、実用配備を目指しているとのことであります。現在2機が試験中で、将来は4機になる予定ということです。それから民間旅客機と全く同じつくりであり、ボーイング767がベースになっておりますが、給油のための特別なタンクはないということがございます。それから那覇空港に駐機場を整備することがございますが、駐機場の詳細については承知しておりませんが、平成20年9月ごろから測量調査等を行ってから、いろいろ詳細が明らかになるのではないかとということがございます。

○前田政明委員 自衛隊基地の中に入って見ましたけれども、説明も受けましたよ。滑走路のそばはもう工事していますよ。なぜ工事が必要かということについてはわかりますか。

○上原昭知事公室長 駐機場を整備するためには、現在の駐機場のコンクリートでは強度が足りないということで、強度を確保するために整備を行うと聞いております。

○前田政明委員 機種の中でも最も重い。そうするとあらゆる戦闘機すなわちE767の早期警戒管制機とか特殊な戦闘任務をする機種も全部大丈夫なんです。そういう面ではE767の空中給油機の駐機場、これは滑走路のそばのほうですが、私たちは航空自衛隊の方から説明を受けて現場を見てきましたけれども、今のP3Cのすぐ近くだし、本当にこれは大変だなというのを実感するんです。それとこのロードマップ、皆さんが言う米軍再編の確実な実施というロードマップでは、嘉手納基地において、自衛隊と米軍の当分の間の嘉手納飛行場、三沢飛行場云々とあるけれども、共同訓練を強める。これは三沢飛行場などでもF16戦闘機とF15戦闘機を含めて、このF4戦闘機との統合訓練どころじゃなくなるんですよ。那覇基地のF15戦闘機と嘉手納基地の同じ機種を含めて統合訓練をする。そして給油が足りなければ当然やると。そういう面ではこれは大変な中身の日米同盟、すなわち寝食を共にする、同じ機種でやるという意味で、このロードマップの中の強化の重要な中身なんです。これはグローバル、世界の中の日米同盟、新たな未来の展望ということで、沖縄県の基地、那覇基地が民間専用を旨とするところが、アジアに対するアメリカの出撃基地、そして支援基地の機能を有する基地に変わろうとしているのが、今度のこのF15戦闘機とKC767空中給油機の配備になるんじゃないですか。どうですか。

○上原昭知事公室長 自衛隊の防衛力の整備については、これは自衛隊としての防衛力の整備構想計画にのっとって行われるものと理解しておりますし、その一環として那覇基地におけるF15戦闘機の配備があるものと考えております。そのことが日米同盟の強化になるのかどうか、その具体的な訓練、運用等についてはやはり日米両政府間の問題であるだろうし、私がこの場で日米同盟の強化につながるアジアへの出撃基地化につながるということは想定しておりませんし、そのようなことを発言する立場にはないと考えております。

○前田政明委員 那覇基地の航空自衛隊の図面で説明してもらいましたが、そのときに自衛隊那覇基地と書いて、色分けしているんですけども、これは国土交通省管轄、ここは海上保安庁とかがあるんですけども、全体として見たらこれは那覇基地で、うちの議員がこれは全体で那覇基地と見ているんですか、どうしてですかと聞いたら、いやこれは管轄外ですからと言葉を濁したんですけども、まさに管理そのものを全体でやっているのかなと疑うくらいの状況でしたよ。それで、先ほどのF15戦闘機のサイレンサーのエンジン調整のところも工事している。けどこれはアフターバーナーですからF15戦闘機のバンと瞬時に飛ぶ場合の爆音というのはすさまじいもので、それは嘉手納基地でも明らかだから、それをあたかも爆音は変わりませんか、それから先ほどの説明のようなことを議会の答弁で述べるということは、非常に意図的なのか、または事実の実態というのを小さくしようとして言っているのか、それとも我々が何もわからないと思って先ほどのような答弁を、本当に皆さんはわかりながらの答弁ですか。

○上原昭知事公室長 先ほども基地対策課長からも答弁がありましたが、これは防衛省のほうに照会した結果を述べさせていただきました。

○前田政明委員 本会議でもやったけれども、那覇空港のそばは土曜日、日曜日もないんですよ。嘉手納基地は日曜日くらいは米軍は休むかもしれないけれども、自衛隊機は土曜日、日曜日もやっているですよ。それで皆さんは騒音を含めて自衛隊に申し入れているわけでしょう。その後はどうなったかと質疑したけれども、やっているみたいですと言っていたけれども、これはやはりみずからの実態の中で、嘉手納基地のアフターバーナーを使っての急発進するF15戦闘機の特徴ですよ。それだけに危ない、落ちる危険がある。そういう状況も踏まえて答弁してもらわないと、騒音は少なくなるというようなことをどのようにして皆さんは答弁しているんですか。本当にF15戦闘機が配備されたら、騒音は少なくなるんですか。根拠を示してください。

○上原昭知事公室長 那覇防衛施設局に照会した結果でございますが、F15戦闘機はターボファンで低騒音化されている。任務訓練飛行回数は現在のF4戦闘機と同じなので、F15戦闘機にかわることで騒音の影響は小さくなるかと考えているとの回答でございます。

○前田政明委員 スクランブルなどの緊急発進の場合はどうなんですか。F15

戦闘機の使い方は。

○上原昭知事公室長 スクランプル時の飛行のあり方について、特に詳細に説明を受けているわけではございませんが、現在のF4戦闘機と任務訓練は同じとの説明でありますので、F15戦闘機の場合もスクランブル時においてもF4戦闘機と同様な飛行のあり方かなと考えております。

○前田政明委員 嘉手納飛行場のF15戦闘機の発進の状況とか、そういうのも踏まえて、次回皆さんが言っているものを論証する、要するに議員からは違うという指摘もあったけどどうなのかということ踏まえて、独自に、そこは大事なところなのでお願いしたいと思います。それから、機能が変わるF15戦闘機が配備されて、KC767空中給油機が配備されるということは、実質的には集団的自衛権の行使なんですよ。米軍が行う戦闘行為に対して自衛隊が同じ行動をとる。そういう面では日米同盟そのものが、今の憲法の中では認められないような海外、イラク等には本当は安全保障条約からしたら行けないんだから。集団的自衛権の問題についても大きな問題があるということはまず指摘をして、これは次回に議論したいと思います。それで、今はP3Cが20機配備されていますよね。そしてP3Cそのものは対潜哨戒機でしょう。P3Cの任務はなんですか。

○又吉進基地対策課長 具体的な出典というのは持っていませんけれども、対潜哨戒機ということで潜水艦を捕捉して、この哨戒に当たるという任務を受けると認識しております。

○前田政明委員 どこの国の潜水艦を探すのか。

○上原昭知事公室長 どこの潜水艦かと聞かれますと、我が国に脅威を与えるような可能性のある潜水艦に対して哨戒を行っているかと理解しております。

○前田政明委員 ホワイトビーチに入ってくる米国原子力潜水艦は対象にならないのか。

○上原昭知事公室長 対象になるかどうかについては承知していませんが、基本的には我が国に脅威を与えるような潜水艦だということです。

○前田政明委員 沖縄の米軍はP3C対潜哨戒機は何機持っていますか。

○又吉進基地対策課長 現在配備されている機数は3機から10機ということになっております。

○前田政明委員 米軍が昔、旧ソビエト連邦があったときは3機なんですよ。原子力潜水艦を持たないという日本は30機、これは無用の物。これはアメリカの核戦略の一役を担わされている。この情報を含めて、ホワイトビーチに対潜水艦の情報収集基地がありますよね。そこでは米軍と自衛隊と一緒に、ホワイトビーチで自衛隊基地の中にそういう施設はありませんか。関連で教えてください。

○又吉進基地対策課長 関連する施設といたしましては、平成2年3月に那覇基地の中に航空対潜水艦作戦センターというのが完成しております。

○前田政明委員 ホワイトビーチもそうですが、那覇基地にある航空対潜水艦作戦センターは那覇市が親泊革新施政のときに情報公開したんですよ。裁判もやりました、那覇市が勝ちましたよ。その場も見てきましたけれども、そういう面で言いたいことは、米軍ですらP3C対潜哨戒機は3機しか持っていない。ところが那覇基地には30機ある。そして今後旅団化すると、ほかのものもどんどん強化されますよ。人員もふえる。そういうことで私が言いたいことは、那覇空港の民間専用化どころか軍事空港として、すなわちP3C対潜哨戒機が30機、F15戦闘機、それからKC767空中給油機が駐機できるようなところまでできたら、早期警戒管制機の全体の戦争を指揮するE767早期警戒管制機も駐機可能、そうするとF15戦闘機で米軍と同じ長距離緊急発進爆撃ができる。そうすると、今でさえ大変なのが那覇空港そのものが軍事優先の空港になってしまうのではないかという危惧を持ちますけれども、どうですか。

○上原昭知事公室長 将来的な日本の防衛体制というのがどうなるのかについてはよく承知しておりませんが、少なくとも現時点においてはF-4戦闘機の配備をF15戦闘機に入れかえることによって大きな負担の増にはつながらないと理解しています。

○前田政明委員 この陳情はこれで終わりますが、那覇空港では陸海空の自衛隊機の機能強化がされる、そして常駐化が続く。日米同盟の米軍再編によって

米軍と自衛隊の一体化、訓練をともにする、基地をともにする、寝食をともにする、感情的にも団結する。そういう面では基地の性格が違ってくる。そういうことで、那覇空港の民間専用化の滑走路を2つつくるときに、副知事が1つは自衛隊専用でという発言をしましたね。那覇空港を仮に滑走路を2本にしたら、1つは自衛隊専用にするということですか。

○上里至企画調整統括監 那覇空港の滑走路増設に向けまして、いろんな検討が進められているわけですが、検討の中では現滑走路を離陸専用、そして沖合の滑走路を着陸専用というようなことで検討が進められているところでございます。

○前田政明委員 私どもは政府交渉をしましたけれども、その中で自衛隊が使えるのなら米軍も使えるのかと聞いたんですよ。それはそうです。すなわち民間専用化なんだけれども、日米同盟の中で、今は自衛隊が使っているけれども、これは米軍も使うことができるのかということ、使うことができるんですよ。米軍が自衛隊と話をして、共同訓練その他で利用したいという場合には拒否できますか。

○上原昭知事公室長 緊急時にはあり得るかと思いますが、共同訓練で使えるかどうかについては、把握しておりません。

○前田政明委員 岩国基地が滑走路を沖合につくろうとしていたんですが、私は那覇市議会議員のときに視察しましたけれども、今はそれどころか軍機橋が強化されて、いわゆる米軍の艦載機が訓練をするということになっていますから、私はそういう面ではあながち副知事が言った、もう一本は自衛隊専用でもいいんじゃないかというような発言は大変な発言だなと思いましたけれども、これは私の思い過ごしですか。皆さんは副知事が発言したものは、県としては全面的にそんなことはない、今言ったように一方は離陸専用、一方は着陸専用というものなんだということは断言できますか。

○上里至企画調整統括監 那覇空港の滑走路増設に当たりましては、基本的には民間航空機以外にも自衛隊、海上保安庁等の航空機が使用しているわけなんですけれども、離発着回数そのものは現在の2万2000回ということ的前提にして検討を進めているところでございます。そういう状況にあるということでございます。

○前田政明委員 ちゃんとそういうことはないとは言わないから、副知事の発言というのは場合によっては、今の日米同盟の行く末の中で、岩国基地とかその他の基地を見ながら県民の意向を打診しようかなと、そういう政治的な発言だったのではないかと思います。これは決して信頼を得ませんよ。そういう面では私どもはやはり那覇空港は民間専用化するべきであって、嘉手納ラプコンの問題も管制を握られていますけれども、これも私は質疑して近々返ってくるということでしたけれども、嘉手納ラプコンはいつごろ返還されますか。

○又吉進基地対策課長 嘉手納飛行場及び那覇空港の進入管制業務、いわゆる嘉手納ラプコンの返還につきましては、平成16年12月10日に開催されました日米合同委員会において具体的計画が合意されまして、おおむね3年後の空域の移管を目指していると聞いております。しかし、日本側の航空管制官の訓練の進捗が当初予定よりおこなれていることにより、去る1月24日の日米合同委員会で平成21年度末に移管を完了することが合意されてございます。

○前田政明委員 陳情第144号の地上警戒管制レーダーの配備中止を求める陳情について質疑します。皆さんが完全実施を求めている米軍再編、ロードマップの中でミサイル防衛が位置づけられています。双方は追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上することに応じ、緊密な連携が継続される。新たな云々と、日本における既存のということ、今度のレーダーの高さ、大きさというのはどれくらいなのかということをもまず御説明願えませんか。

○上原昭知事公室長 具体的な数値等については現段階では説明を受けておりませんが、新設されるレーダーは現在のレーダーの約1.5倍の大きさと説明がなされております。

○前田政明委員 1.5倍の大きさというのはどれくらいですか。

○上原昭知事公室長 具体的な数字の説明は受けておりませんので、どれくらいの大きさになるのかについては承知しておりません。

○前田政明委員 F P S 整備の図面を持っていますけれども、これには本体だけで34メートルあるんですよ。カメラというのか、あだ名がついていて、平面図でいうと、本体の縦の長さが34メートル、幅が28メートルですごく巨大なも

のなんですよ。これはなかなか大変な工事ですよ。だから玉城ノブ子議員が環境汚染はないのかということを知っていたけれども、このレーダーの目的は何ですか。

○上原昭知事公室長 沖縄防衛局の説明によりますと、レーダーの配備については弾道ミサイルの防衛能力向上の一環として、航空機の警戒監視に加え、我が国に飛来する弾道ミサイルの警戒監視も行うようなレーダーであると説明を受けております。

○前田政明委員 これは弾道ミサイルはできないんですよ。ここに書いてあるけれども、弾道ミサイルではなくてもっと低レベルのもの。弾道ミサイルは掌握できないという軍事専門家のものにはあって、それ以前のものなんですよ。これもパソコンで検索したら全部書いてありますよ。段階が幾つかあって、弾道ミサイルの防衛能力を持つレーダーと理解しているんですか。

○上原昭知事公室長 弾道ミサイルができないというのはどういう意味なのかはわかりませんが、弾道ミサイルの警戒監視ということも可能な新しいレーダーであるという説明を受けております。

○前田政明委員 それはどこから聞いたんですか。

○上原昭知事公室長 沖縄防衛局です。

○前田政明委員 これについては弾道ミサイルを捕まえることができると、極めて有効だと県も理解しているのですか。

○上原昭知事公室長 弾道ミサイルのすべてを最初から最後まで把握できるのかはよくわかりませんが、少なくともレーダーの範囲内における弾道ミサイルについては把握可能ではないかと理解しています。

○前田政明委員 この弾道ミサイル、PAC3対潜哨戒機を含めて射程距離の問題も含めて、弾道ミサイルが仮に探知できるとしたら、いわゆる弾道ミサイルというのは核兵器のことですか。

○上原昭知事公室長 一般的に申し上げますと、いわゆる大陸間弾道弾といわ

れるように、長距離を飛ぶミサイルだと理解しております。

○前田政明委員 ミサイル防衛にはアメリカの協力は不可欠であると、航空自衛隊の航空機総司令部は横田基地に移転をした。それで日米共同統合作戦センターを設置する。航空総隊司令官がミサイル防衛等の総合任務部隊の指揮をとるということで、実質的に横田の米軍基地がこの自衛隊の基地も連結するという運用体制になっていますけれども、これはPAC3対潜哨戒機を含めて実際上、どこから撃ってくるのかわからない中で、迎撃の問題については非常に無駄だという意見もありますし、先ほどの那覇基地の問題もそうなんですけれども、アメリカの核戦略、要するに弾道ミサイルすなわちどこが敵なのかはわからないけれども、弾道ミサイルを前提としてアメリカの協力を得ないといけません。そういう面で一つの米軍再編のアメリカの核戦略の中での重要な役割として、約40メートル近いこのレーダーが設置されようとしているということを指摘しておきます。その辺のことは指摘しておきますので調べていただいて、電磁波の問題とかその他いろいろありましたけれども、言いたいことは核戦争になったときに最初に攻撃をされる核の目ですよ。糸満市の与座岳が最初に攻撃される。すなわち誘導するためには、通信施設というのは最初に攻撃される地だから、ただ単に安全だということではなくて、新たな核戦略の標的になる。そういう重要な、本体が40メートルもあるような巨大な通信ミサイル防衛という名前のもとでの新たな先制攻撃戦略を担う重要な施設が強化されているということは指摘して、私はこれに反対するべきだということを述べて終わります。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 陳情第65号の旧軍飛行場問題解決の陳情ですけれども、この処理概要に、「に向けて」の部分が追加されましたよね。これをもう少し具体的に説明してください。

○上原昭知事公室長 これは前回の6月議会までは予算化に向けて取り組んでいるところでしたが、そういう意味では事業実施の可能性について調整を進めているところでしたが。現時点はもう10月でございます。内閣府からも沖縄特別振興対策調整費で進めたいということで、概算要求50億円の枠の中で出されておりますが、具体的な中身について内閣府と県、市町村、地主会と具体的な数字に向けて調整を進めているところです。来年度予算の確保

に向けて具体的な調整を進めている段階、そういう意味で実施に向けてと書いてございます。

○照屋守之委員 旧軍飛行場用地問題については、県議会としては内閣府の沖縄特別振興対策調整費を進めていくことを地主会も合意が得られているという理解でいいんですか。

○上原昭知事公室長 一部の地主会においては、それに対する異論があるのは承知しておりますが、基本的には国に那覇市と宮古島市の2地主会の事業について提案しておりますので、これは地主会から提案された事業をもとに調整を進めているということでございます。

○照屋守之委員 それぞれの地主が、例えば特別枠だの何だのとまだ意見が集約できていない部分がありますよね。それについては国も県も、あくまでここにある沖縄特別振興対策調整費でしかこの問題は解決できないという認識にあるわけですか。

○上原昭知事公室長 沖縄振興計画期間内でどうしても解決したいという思いがありますので、これは国も県も市町村も地主会も一緒だと思いますが、そういう中で沖縄特別振興対策調整費を活用して今回の事業はすべて実施していきたいということでもあります。

○照屋守之委員 次に陳情第144号ですが、この処理概要で「日本の防衛力の一環として整備されるものと理解して、反対する理由はないものと考えております」という表現がありますけれども、私もこういう沖縄県あるいは日本を守るということからすると、こういう警戒監視のための設置についてはいいのではないかという考えがあるんですが、県としてはそういうような沖縄県を守って、日本を守っていくという、そのための警戒監視の一つの手段としてであればいいのではないかという姿勢ですか、どうですか。

○上原昭知事公室長 現在のレーダーを更新するもので、それがレーダーの監視でございますので、特に攻撃的な施設とは考えておりません。そういうレーダー防衛力の一環として整備されるものについて、県としても反対する理由はないということです。

○照屋守之委員 今の世の中、世界も含めてどうなるかわかりませんよね。だからある程度いざというときとか、何かに備えての自衛隊の存在であったり、自衛隊は国民的にも認められているわけだから、それが外国からとかいろんなおそれがあるという想定があれば、こういうものはやむを得ない気がしますけれどもね。これはいつから配備されるんですか。

○上原昭知事公室長 現在、防衛省としては予算要求中ということで、平成21年度から平成23年度にかけて整備を進めていきたいという説明です。

○當間盛夫委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

どうぞ御退席ください。

休憩いたします。

(休憩中に、執行部退席)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑についてはすべて終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序及び方法について協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

これより、乙第1号議案一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の採決を行います。その前に意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、乙第1号議案一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第1号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例の採決を行いますが、その前に意見・討論はありませんか。

前田政明委員。

○前田政明委員 乙第1号議案に関連しますけれども、公益法人に認定されない法人が税制優遇がなくなると、そういう意味では民間の非営利法人の活動抑制となる危険性がありますので、そういう趣旨で反対ということです。

○當間盛夫委員長 ほかに意見・討論はございませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、乙第2号議案沖縄県税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第2号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第8号議案沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第8号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第9号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例の採決を行います。その前に意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、乙第9号議案沖縄県警察関係手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 挙手多数であります。

よって、乙第9号議案は原案のとおり可決されました。

次に、乙第14号議案交通事故に関する和解等についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、可決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案は可決されました。

前田政明委員。

○**前田政明委員** 甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

知事の訪米経費を減額する修正案を提案いたします。

委員長のお取り計らいをお願いいたします。

○**當間盛夫委員長** 甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）

に対しては、前田委員外5人から別紙のとおり修正案が提出されております。

なお、修正案はお手元に配付してあるとおりでございます。

よってこの際、本修正案を議題として提出者から提案理由の説明を求めます。

前田政明委員。

○**前田政明委員** ただいま議題となりました平成20年第3回定例会甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）の知事訪米経費を減額する修正案の趣旨説明と修正案の提案を行います。

知事の訪米経費を減額する理由は、今回の訪米の目的について知事は代表質問及び一般質問において、在日米軍基地再編の確実な実施を要請することを要請事項として挙げております。この在日米軍再編の確実な実施の中には、普天間基地、普天間飛行場の名護市辺野古沿岸域への移設が含まれていることから、県議会が6月定例会で議決した名護市辺野古沿岸域への新基地建設反対に関する意見書及び同決議の考え方とは相入れないものです。このような立場から名護市辺野古沿岸域への米軍の新基地建設計画の推進を含む米軍再編の確実な実施を要請事項とする知事の訪米事業に要する経費を減額するものです。

今回の予算の修正は、地方自治法第97条第1項、第2項に基づく県議会の専権としての修正であり、知事の権限を侵すものではありません。委員会質疑の中で財政課長も地方自治法第96条第1項の議会の権限の関連については、減額修正については法律上の義務的経費などを除き、否決または減額いずれも提案権の侵害にはならない。減額修正の場合、長と議会の調整は基本的には必要ないとの趣旨の答弁を行っております。また、減額修正の場合、繰り入れの減額も必要であり、そのときに繰越金を減額する場合について、繰越金を減額する場合は年度後半のさまざまな財政事情がございますので、それは基本的にそういう部分で活用していただけるとの趣旨の答弁でした。また、本県議会において、補

正予算の減額修正の先例はあるとの答弁でした。

以上で補正予算に対する修正案の提案趣旨の説明といたします。

それでは、甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）に対する修正案を提出いたします。

甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算（第1号）の一部を次のように修正する。

第1条中31億4577万円を31億3115万8000円に、5932億5777万円を5932億4315万8000円に改める。詳しくはお手元にお配りしております資料をごらんいただきたいと思えます。

以上で修正案の提案と趣旨説明を終わらせていただきます。

お取り計らいをよろしくお願ひします。

○當間盛夫委員長 以上で、前田委員の修正案の提案理由の説明は終わりました。

これより甲第1号議案の修正案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 今、提案者から提案理由の説明がありましたけれども、在日米軍再編の着実な実施を盾に、6月定例会の新基地建設反対の決議をもとに今回それに反するというので、在日米軍再編の確実な実施の中に名護市辺野古移設建設の問題も入っているということで、再三、本会議でも追求をして、この反対の理由の中にもそれが入っているわけですがけれども、知事も知事公室長も一貫して米軍再編の確実な実施には移設先のことは一切言わない、その答弁を繰り返しております。この中の在日米軍再編の確実な実施の中には海兵隊要員等の兵力削減とグアムへの移設、嘉手納飛行場より南の施設・区域の返還ということで、あれだけ公に説明をしているにもかかわらず、なぜあえてこれを理由にして、今回の訪米の予算を削除をしようとしているのか、全然意味がわかりません。あれだけ公に言っているにもかかわらず、向こうに行ったら代替施設の建設も必ず言うとは一方的に決めつけて、予算を削減しようとするこの理由がわかりません。

○前田政明委員 私どもはやはりこのロードマップの中の一思いは別にして、

前提として普天間飛行場移設の場合は普天間飛行場云々ということで、全部詳しくそれがパッケージになっていることが記載されているんです。答弁でもそのことを認めております。ですから、言葉的な問題じゃなくて、米軍再編の非常に大事なところとして、しっかりとすべてが一つのことになっているという中心的なことが入っていますから、私たちとしては表現の言葉遣いじゃなくて、米軍再編のロードマップ中身そのものを読めば、どなたでもわかることじゃないかなということで、そういう事実に基づいて判断をしているので御理解をしていただきたい。

○照屋守之委員 だから御理解をいただきたいというようなことですがけれども、あえてこの在日米軍再編の確実な実施という項目が入って、代表質問も含めて一般質問を通してそれを追求してきたわけですね。その中であえて公になっているにもかかわらず、海兵隊要員の兵力削減とグアムへの移転ですよと。嘉手納基地以南の施設の返還のことですよということで事細かく詳しく説明をして、この分については向こうに意見を申しませんと公の場でも言っているにもかかわらず、一方ではそれはそんなことはない。向こうに行ったら確実にそういうこともやるというようなことになれば、お互いの信頼関係はなくなるのではないですか。だから、そういうことであえて執行部はきちんと公の場で説明しているにもかかわらず、6月定例会で新基地反対という決議をやって、その延長線上でけしからんという論法は、これは県民に対しても説明つかないんじゃないですかね。と同時に、これまで過去の県政が保守・革新、あるいは保守県政ということでかかわってきて、やっぱり沖縄県民の基地負担の軽減を直訴したほうがいいということで11回、革新県政に至っては8年間のうちに7回直接訪米をして、そういう成果があったということを理解しながらも、一方的な単なる言葉じりと言いますか、ちゃんと説明しているにもかかわらず、あえて新基地反対ということに縛られて、今までやってきたことを全部無視して、県民の意に沿わないような予算を削減するというやり方については非常に憤りを感じますけれども、いかがですか。

○前田政明委員 ロードマップの再編案の関係というところの中で、沖縄からグアムへの第三海兵機動展開部隊の移転は、1 普天間飛行場代替施設の完成に向けて具体的な進展というのが明記されているんです。名護市辺野古も明記されていますから、それを都合のいいところだけを解釈してもこれは日米両政府で決めたことですから、そういう面では私たちは当然米軍再編の確実な実施の中には、だれが見てもそれが含まれると。そういうことで名護市辺野古の基

地建設が含まれるということで、私たちとしては6月県議会決議の趣旨に反するという事を代表質問や一般質問でも詳しく質問もしながら、県民が理解できるようにやってきたところでございますので、そこは御理解いただきたい。

○照屋守之委員 ですから、あえてきちんと知事が代替施設の建設についてはアメリカにはみずからは切り出しませんよというような説明をしても信用しない。自分たちの新基地建設反対とかというような決議を受けてやったというような一点張り。ロードマップの中に入っているという言い方ですけども、知事はあえてこの要請項目をつくった上で、さらに要請書をつくる段階でそういうことも明確にしていきますね。その要請書の中には普天間基地の代替施設という項目は恐らく入らないですよ。ですから、そういう事実を全部無視して、一方的に事実を無視して、知事がやろうとしていることも含めて、そういうのを無視して、自分たちの都合だけでそういうようなやり方をしようというのは非常におかしいのではないですか。やはり県議会議員としても、議会の立場としても県民に説明できないことになっていきませんか。

○前田政明委員 これは大事なことで、日米両政府の合意のもとでなされている公式文書の中に書かれています。これを読めば当然新基地建設が名護市辺野古に移設するという事は大事なかなめになっていますし、それが全部前提で動いております。それからパッケージということになっていますけれども、そういう面では私はあえて言うならば、県会議員であるならば、この在日米軍再編最終報告の中身を正確に理解をして、県民に誤解を与えない。そういう面では米軍再編の確実な実施というのは先ほどもいろいろ質疑しましたけれども、これは大変な中身なんです。そういうことで都合のいいところだけを拾って、こうですよということはこれは政治の世界では通用しません。そういう面では少なくともロードマップを読んでいたら、照屋委員のような発言は出てこないと思います。だから私たちはただ単にそういうことじゃなくて、何度も知事に代表質問、一般質問を通じて指摘もしてきましたし、しかし米軍再編の確実な実施、これはきっちり据えるということでもありますから、そういう面では県議会議員であるならば、日米両政府の公式の文章を正確に読み取って、県民に責任ある、都合のいいことじゃなくて、こういう仕掛けになっているんだということを私は明らかにするべきだと思うんです。先ほどの御指摘に対しては、全く見解の相違と言いますか、私があえて言いたいことは、米軍再編の最終報告をちゃんと読んでいただきたい。終わります。

○照屋守之委員 ですから、最終報告も何もそういう形でちゃんと明記をして、こういうことしかやりませんよというように知事が説明したにもかかわらず、一方的にそれを無視して、米軍再編の全体のことをどうのこうのと言って、変にこじつけをやること自体が、人数がこれだけいて、通るからということであんなわけのわからない論法で非常に邪道だと思いますね。これは県民に対して説明できませんよ。それで、非常におかしいのは、この前の県議会もそうですけれども、1度たりとも新基地建設反対がどうのこうのということはありませんでしたか。今までの県議会の中で新基地建設反対をやろうとか、数が少ないからどうのこうののだとか、そういうことじゃなかったはずですよ。今までの県議会の中で太田県政が誕生して、太田県政のころに国内の移設は決まっていっていいわけでしょう。あれ以来、県議会の中で新基地建設反対がどうのこうのとか、稲嶺県政のときにそういうような議論をすとかということは一切なくて、一方的に6月8日の県議会選挙の結果を踏まえて、数がいるから、今の数だったら修正否決ができるからといって、全部これまでの11回の訪米の成果も無視して、仲井眞県政だからということで、別の意味があるんじゃないですか。そういうことも含めて、もう少し県民に説明できるようなものが必要じゃないですかね。私は非常にそういう面では疑問を持ちますが、いかがでしょうか。

○前田政明委員 新たな県議会選挙の結果を踏まえて、今度は県民の民意にこたえるために私たちは名護市辺野古沿岸域に新基地をつくるべきじゃないという意見書を採択しました。そのときにも述べておりますけれども、これまでも全会一致でそれをやるべきじゃないということをやってきた経過もありますし、また皆さんが一方的に推進する逆の意見書をやったことも、私たちは6月定例会の決議案提出のときに、玉城義和議員が代表としても述べましたし、またその経過の質疑についても私たちはこれまでも先例もある。そしてもとはみんな全会一致で普天間基地の早期返還を求めていた。だからそれに立ち戻ろうではありませんかと。ただ今回の県議会選挙の選択はまさにそのことだと。そういう面で私たちは本当に感動的な場面を7月18日に迎えましたし、私たちは県議会の新たな構成に基づく決議は民意にかなっていると思いますし、これまでの粘り強い県民の新たな基地をつくらせてはいけない、これ以上沖縄県へは基地をつくらせてはいけないという趣旨を踏まえてのものです。ですから、それを踏みにじるのが頭越しの今度の日米合意でもありましたし、稲嶺前知事も一私は文章を読みましたがけれども、県外移設だと。そうでなければけしからんという形で訴えている知事見解も読み直しましたよ。そういう面では私たちはさまざまな紆余曲折があっても、今県民が切実に求める基地のない、米軍犯罪

のない、これ以上の新たな基地はこの沖縄県では認められない。ましてやあのジュゴンがすむ美ら海で、サンゴ礁が国際的に見ても貴重な生物が認められているところを守ることこそ私たち沖縄県民の責務だということで決議を行っております。その趣旨は私は微動だにせず、県民の大きな支持と共感を得ていると思う。だからその見解をしっかりと踏まえるという立場での客観的な代表質問、一般質問を通じての冷静ある提案の仕方をしていると思いますので、ここはそういうことで考えております。

○照屋守之委員 6月8日の県議会議員選挙で新基地をつくらすという県民への意思表示で当選した、あるいは争点になったというような県民・マスコミを含めてほとんどいないんじゃないですかね。非常にびっくりしたのは、後期高齢者医療制度のお年寄りいじめも含めて、国政の逆風がマイナスになって、結果として新たな議会の構成ができて、当選をしたら県民の民意は新基地反対だということですがけれども、宜野湾市民も過去数回にわたって移設の要求をしてきて、もちろん宜野湾市長も頑張っていますね。それと名護市、金武町、北部の市町村も移設をするということに対しては合意ができていますね。そうすると過去平成8年度とかあの辺の時点であれば、太田県政と一緒に新基地建設反対の決議をやって県民意志をはっきりさせれば、今のやっていることが正当化されるわけですがけれども、平成11年にも県議会は早目に県内移設をなささいという議決を得て、県民の意志を明確にして進めてきておきながら、あえて今宜野湾市民も1日も早く普天間基地を移設なささい、県内移設をなささいという要求をして、これはSACOの合意も、再編の中にもこれを組みかえなささいとって決議をしているわけでしょう。それをわからないで、そういう地元の意思も無視してそういうことをやってきて、新基地建設反対が県民の総意だといって決めつけて、知事訪米まで阻止するというようなやり方は、これは12年、13年前の話ですよ。ですからこの現状を深く認識をしていただいて、県民の多くは県内移設である程度理解をしている。太田前知事はなぜ負けたんですか。稲嶺県政に変わり、稲嶺県政から仲井眞県政に変わって、なぜ仲井眞知事は勝ったんですか。相手候補は県外移設ということを公約に挙げて落選したわけでしょう。稲嶺知事も県外がベストだけれども県内移設やむなし。仲井眞知事もそのとおり県内移設容認ですよ。ですから、基本的な今起こっている事実を無視して、いまだかつて何の対案も示さないで、ただ新基地建設反対だけでまとまって、その後はどうするんですかと言ったら、その議員の構成しているメンバーはバラバラなんですよ。そういう形でただ反対ということで、対案はどうします、一方はどうしますか、嘉手納基地統合にするんですか、グア

ムに持って行くんですか、どうしますかということも示さないで、ただいらずらにやって、なおかつ訪米していろんな米軍の事件事故も含めて、原子力潜水艦が戦後昭和47年から308回も寄港している問題についてもこの機会にぜひ取り上げて、アメリカに直接訴えようというような、うるま市地域の問題も含めて取り上げてやろうとしているものを無視して、果たして本当に予算を削減してということが非常に疑問としてあります。ですから悪いことは言いませんから、これまでやってきたことと、そういうものも踏まえて、この修正案は取り下げたほうがいいと思いますけれども、いかがですか。

○前田政明委員 これも本会議で玉城委員が言っていますけれども、私も今度知事には言いましたけれども、7月18日に新基地建設を名護市辺野古へつくるなというのと同時に全会一致で普天間基地の危険性の除去と早期閉鎖、撤去を県議会の全会一致として採択しているんですよ。だから私も知事は御存じですかと聞きましたけれども、私たちは7月18日に名護市辺野古沿岸域につくってはいけないよという意見書と同時に、あの7月18日には全会一致で普天間基地の早期閉鎖、撤去、返還という県議会の意志も同時に心をつにして示しているということはよく理解をしていただきたい。そういうことを踏まえて、私たちはやはりこの危険な飛行場基地は沖縄県に置くべきじゃない。そういうことで、全会一致で普天間基地の早期返還、閉鎖、返還ということも一致しておりますから、やはり皆さんこそお互い一致した中身について、やはり沖縄県の歴史というのは瀬長さんが軍用地料を払えと言ったら、アギジャビョー、デージャッサーと、祖国復帰なんかできるかと。そして主席公選選挙のときには復帰すればイモとはだしになるという流れの中で、何を言っているのかということ、私たちは沖縄県の戦後史というのは県民が切り開いてきたものだと思いますよ。そういう面ではそれぞれそのときに言葉のロジックでいろいろ県民をだますようなやり方がいっぱいありましたよ。そこを体験上見抜いてきたんですよ。だから私たちは県議会議員選挙の中でそういう県民の思いが私たちに託された。それにこたえるのは当然だということでは、皆さんこそ沖縄県民として、やはり基地のない沖縄をつくるために、私たちとともに手を携えて県議会決議を推進するために頑張っていくことこそ、沖縄県に生まれた政治家、県議会議員の責務ではないかと。残念ながら知事はそういう私たちの立場に対して日米両政府のロードマップ、米軍再編をそのまま確実な実施という、とんでもないということを立場にしているわけですから、これはおのずと県民が判断することであり、だから私どもはこの修正案が採択され、可決されたら、私は多くの県民はそのとおりだと、県議会はよく知事の暴走を食いとめてくれたと確

信を持って提案をしております。

○照屋守之委員 ですから、7月18日の県議会の新基地建設反対も事実としてあります。否定はしませんよ。平成11年の県議会の意思もありますね。これも事実ですから。7月30日にどういうことが起こったかと言ったら、宜野湾市議会は慌てたんですよ。7月18日に新基地建設反対が出たらトーウレーダージナトーンと言って。それで、宜野湾市議会はその前にもSACOの最終報告の中にそういうことを入れなさいよと決議しているわけですね。そうするとこの米軍再編の最終報告の中にも入れ込みなさいよということで、入れてあるんですよ。そういう決議をしているんですよ。それで7月30日には7月18日の県議会の決議を得て、トーウレーダージナトーンと言って、今度は早期の移設のものをやるわけです。今のものを宜野湾市民は求めているわけですよ。これが新基地建設反対でなくなったら、もう自分たちのところにある普天間基地は永遠にそのままだからという危機感があって、そういう議決をやっているわけですね。それと同時に、県民をだますとか何とかというような表現だけれども、仲井眞知事の立場を考えてみてくださいよ。何で仲井眞知事が県内移設を進めるかと言ったら、名護市ですよ。名護市は受け入れを表明していますよ。県民をだましてやっているわけじゃないですよ。名護市が名護市の意思として受け入れを表明しているわけでしょう。ほかの北部の町村も理解を示して、受け入れを表明しているわけですよ。そうすると仲井眞知事がどういう判断をするのかと言ったら、普天間基地を早く移動させなさい、もう戦後60何年かも経つから移動させなさい。宜野湾市民ももう大変だ、その意思もわかる。それで受け入れはどうか。いろいろ探してみてもこれまでの経緯も含めて考えていくと、名護市民はこれを受け入れてもいい、北部町村も受け入れてもいいということで合意がある。県知事としての立場はそれは早目に解決できるのは、やはりそういう手段でしか今の段階ではアメリカも日本政府も合意していますから、そういう形で県内の名護市に移設するような方向だから、まさに県知事は皆さん方の考え方とは違って、県民の意思、それぞれの地域住民の意思、普天間基地が置かれている立場を含めてあのようにやっているわけですから、ぜひこの辺も御理解いただいて、この移設先の話はやっていませんから。やらないということを行っているわけだから、堂々と沖縄県の基地問題をアメリカで交渉させて、1歩でも2歩でも事件・事故も含めて解決できるようなことをさせていただきませんか。取り下げてくださいよ、どうですか。

○前田政明委員 修正案の提案で明確に見解を述べております。ですから、照

屋委員の思いは思いで自由だと思いますけれども、私は名護市民の住民投票もやはりそれをテーマにしたもので、ちゃんと民主的な手続でやられています。私は宜野座村の1000人集会も行きましたよ。それで子供を含めてみんな基地は絶対につくらせてはいけない。その何日後ですか。それも住宅上空を飛ばないと、国会では飛ぶということで、一つ一つ私たちは基本的に基地をつくらせないという県民の願いにこたえて、それぞれの立場で力を合わせてきています。ですから、今回の修正案の提案というのはそういう県民の願いにこたえて、私たちは繰り返しますけれども代表質問、一般質問でも十分に議論してきました。そして米軍再編の文章にも明記されております。だからそういう意味で、私たちはやはり自信を持って堂々と修正案を提案して、実現していきたいと思っています。

○**當間盛夫委員長** ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 質疑なしと認めます。

以上で甲第1号議案の修正案に対する質疑を終結いたします。

これより、甲第1号議案の修正案の採決を行います。その前に意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○**當間盛夫委員長** 意見・討論なしと認めます。

以上で、意見・討論を終結いたします。

これより、甲第1号議案平成20年度沖縄県一般会計補正予算(第1号)修正案を採決いたします。

まず、本案に対して前田委員外5人から提出された修正案について採決いたします。

本修正案は挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

本修正案に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手)

○當間盛夫委員長 可否同数であります。

よって、委員会条例第14条の規定により、委員長が本案に対する可否を裁決いたします。

委員長は、甲第1号議案に対する修正案については可決と裁決いたします。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、採決いたします。

お諮りいたします。

修正部分を除く部分については、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

次に、乙第18号議案専決処分の承認についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、承認することに御異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第18号議案は承認することに決定いたしました。

次に、陳情等の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した陳情24件と、お手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管事務調査事項総合開発及び地域振興についてに係る過疎地域の自立促進についてを議題に追加することについて協議を行った結果、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項総合開発及び地域振興についてに係る過疎地域の自立促進については、休憩中に御協議いたしましたとおり議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

山内末子委員。

○山内末子委員 休憩中に、過疎地域自立促進のための新たな立法措置を求める意見書を議員提出議案として提出するかどうかについて御協議をお願いいたします。

○當間盛夫委員長 休憩いたします。

(休憩中に、過疎地域自立促進のための新たな立法措置を求める意見書の提出及び文案調整について協議を行った結果、意見書を提出すること、文案及び提出方法は案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議員提出議案として過疎地域自立促進のための新たな立法措置を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、本委員会所管事務調査事項広報、危機管理及び消防防災についてにかかる台風13号及び15号関連被害についてを議題に追加することについては、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、本委員会所管事務調査事項広報、危機管理及び消防防災についてを議題に追加することについて協議した結果、議題に追加することで意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項広報、危機管理及び消防防災についてにかかる台風13号及び15号関連被害については、休憩中に御協議いたしましたとおりに議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める意見書の提出及び文案調整について協議を行った結果、意見書を提出すること、文案及び提出方法は案のとおりとすることで意見の一致を見た。)

○當間盛夫委員長 再開いたします。

議員提出議案として台風13号及び15号関連被害に対する支援等を求める意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○當間盛夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理はすべて終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 當 間 盛 夫